

---

---

第5次  
福井県ひとり親家庭  
自立支援計画

---

---



令和5年3月

福 井 県

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定経過	2
5 計画の推進	2

## 第2章 第4次計画の取組みと評価

1 子どもの育ちへの支援	4
2 子育てをしている親への就業・生活支援	5
3 情報提供・相談体制の充実	6

## 第3章 ひとり親家庭の実態

1 ひとり親家庭の世帯数	7
2 子どもの貧困率	7
3 児童扶養手当受給者等の数	8
4 ひとり親家庭の現状	9

## 第4章 ひとり親家庭自立支援の基本的方針

1 基本理念	25
2 施策の基本的な方針	25
3 施策の体系	26

## 第5章 具体的施策

1 子どもの育ちへの支援の充実	28
2 子育てをしている親への就業・生活支援の充実	31
ア 就業支援	31
イ 生活支援	36
3 情報提供・相談体制の充実	41

## 資 料 編

令和4年度福井県ひとり親家庭実態調査結果報告	45
------------------------	----

## 参 考 資 料

1 第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画の策定経過	71
2 第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会設置要領	72
3 第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会委員名簿	73



# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という2つの役割を一人で担うことになるため、生活の大きな変化に伴い心理的、経済的負担が大きく、困難な状況に陥る可能性があります。特に新型コロナウイルス感染症の拡大により、ひとり親が抱える困難が大きくなるなど社会経済の影響を強く受けている状況もあります。

そのため、子育てをしながら安定した就業をし、経済的に自立できることが、ひとり親だけでなく子どもの成長にとっても重要なことであり、ひとり親の就業・生活支援が必要であるとともに、子どもの健やかな成長のため、子どもの多様な学びに関する支援も求められています。

県では、平成16年3月に「福井県ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、これまで3回の改定を経てひとり親家庭および寡婦の総合的な支援に取り組んできました。

この間、国においては、平成26年1月に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、これに基づく「子供の貧困対策に関する大綱」では引き続き、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、ひとり親家庭への支援が位置づけられています。

また、平成26年10月には母子及び寡婦福祉法が改正され、父子福祉資金制度の創設を始め父子家庭に対する支援が拡充され、名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改称されました。令和2年3月には、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が改定され、引き続きひとり親家庭の支援を推進することとされています。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭の親と子が社会的に自立した生活を送ることができ、家族の形態に関わりなく、子どもが将来にわたり、安心して健やかに育つことができることを目指し、ひとり親家庭支援の一層の推進を図るため、「第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」であり、ひとり親家庭に対する施策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、県、市町および関係機関・団体が連携して総合的な施策を実施するための指針となるものです。

## 3 計画の期間

この計画の推進期間は、令和5年（2023年）度から令和9年（2027年）度までの5年間とします。

なお、法律および基本方針が改正された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の策定経過

この計画は、学識経験者やひとり親家庭の代表などの関係者で構成する「福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会」での議論や、「ひとり親家庭実態調査」の結果および母子・父子福祉団体、ひとり親家庭の方などからの意見、パブリックコメントを参考に策定しています。

## 5 計画の推進

### （1）県と市町の役割分担と連携

#### ＜県の役割＞

本計画に沿って、ひとり親家庭等に対する施策を総合的かつ計画的に展開するとともに、市町等におけるひとり親家庭等支援施策の円滑な事業実施に向けた支援を行います。

#### ＜市町の役割＞

ひとり親家庭等の最も身近な開かれた相談窓口として、その相談機能を強化し、よりきめ細やかな相談対応を行うとともに、各地域のひとり親家庭等の実状に応じたひとり親家庭等支援事業を計画的に実施することが必要です。

また、児童扶養手当の手続きの際などの様々な機会を捉えて、ひとり親家庭等に対して各種支援事業の情報提供を積極的に行うことが求められています。

### （2）各種計画との連携

計画の推進に当たっては、「福井県子ども・子育て支援計画」など各種計画との連携を図ります。

## ※この計画における用語の定義

「母子家庭（母子世帯）」	・・・	父のいない子どもとその母からなる世帯 (その世帯に他の世帯員がいる場合を含む。)
「父子家庭（父子世帯）」	・・・	母のいない子どもとその父からなる世帯 (その世帯に他の世帯員がいる場合を含む。)
「寡婦」	・・・	かつて母子家庭の母として子どもを養育していたが、子どもが20歳以上となり、現在は一人暮らしである女性
「ひとり親」	・・・	母子家庭の母、父子家庭の父
「ひとり親等」	・・・	母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦
「ひとり親家庭」	・・・	母子家庭、父子家庭
「ひとり親家庭等」	・・・	母子家庭、父子家庭および寡婦世帯

## 第2章 第4次計画の取組みと評価

第4次計画（平成30年度～令和4年度）では、基本方針として、3つの項目を柱に具体的な施策を推進してきました。

### 1 子どもの育ちへの支援

家庭環境の変化した子どもの健やかな育ちを支えるため、学力や生活向上を目指す居場所づくりの推進、進学のための経済的支援により、子どもの育ちへの支援を充実させました。また、養育費や面会交流に関する相談対応や啓発を行いました。

#### 【主な内容】

#### (1) 子どもの学力・生活向上を目指す居場所づくりの推進

地域の公民館等に学習の場を設け、ボランティアによる学習会を実施しました。また、子どもが地域のつながりの中で安心して過ごせる子どもの居場所について設置を推進しました。

#### (2) 子どもの進学のための経済的支援

経済的負担が大きい高校生を持つひとり親家庭の負担軽減のため、通学費用（定期代）に対する助成を行いました。また、令和2年度から国の高等教育の修学支援制度により、大学等の授業料の減免や給付型奨学金の支給等が実施されました。

#### (3) 養育費確保や面会交流への支援

養育費確保を推進するため、母子家庭等就業支援・自立支援センターに、養育費専門相談員を配置して相談に応じるとともに、弁護士による無料相談を行いました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養育費相談件数	33件	44件	36件	42件

#### 【数値目標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標値 (令和4年度)
学習支援参加（登録）者 ※1	282人	257人	235人	253人	500人
子どもの居場所設置数 ※2	61か所	80か所	91か所	102か所	100か所

※1 ひとり親家庭児童の学習支援事業および生活困窮者自立支援制度における学習支援事業の参加（登録）者のうちひとり親家庭の子どもの数

※2 上記学習支援事業の会場数および子ども食堂等の開催箇所数

## 2 子育てをしている親への就業・生活支援

### (1) 就業支援

ひとり親が安定的な収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格や技能の習得、個人の状況に応じた自立支援プログラム策定などの就業支援を実施しました。

#### ① 就業相談の充実

母子家庭等就業・自立支援センターに就業相談員および母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、センターや県内各地での就業相談のほか個々の状況に応じた職業能力開発など求職活動を支援しました。また、母子・父子自立支援員においても母子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所（以下、「ハローワーク」という。）と連携し、自立に向けた一貫した支援を実施しました。

#### ② 就業に向けた能力開発の促進

パソコン講座や介護職員初任者研修など就職に結びつく資格取得やスキルアップのための就業支援講習会を開催したほか、資格や技能の習得を促進するため母子家庭等教育訓練給付金などによる資格取得費用の助成を実施しました。

### (2) 生活支援

ひとり親が安心して、子育てと仕事を両立できるよう家事援助などの支援や児童扶養手当などの経済的な支援を実施しました。

#### ① 子育て支援サービスの充実

保育所等への優先入所など多様な保育サービスの提供を行うとともに、家事・育児等の日常生活に一時的な援助が必要な場合に生活支援員を派遣する母子家庭等日常生活支援事業を実施しました。

#### ② 企業の子育て応援の促進

ひとり親の雇用に対する国や県の補助制度を企業に周知し、活用を呼びかけました。

#### ③ 生活基盤の確保

住宅の確保のため、県営住宅の優先入居やひとり親家庭住宅支援資金貸付等を実施しました。

#### ④ 生活安定のための経済的支援

児童扶養手当の支給や医療費の助成、病児・病後児保育利用料の減免など経済的な支援を実施しました。



【数値目標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標値 (令和4年度)
就業支援講習会受講者数	35人	37人	38人	35人	100人
ひとり親家庭等の子育て 安心プラン事業実施市町	14市町	17市町	17市町	17市町	17市町

### 3 情報提供・相談体制の充実

#### (1) 情報提供体制の充実

子育てや就業支援等に関するパンフレットを毎年度作成し、市町等関係機関に配布したほか、離婚時や児童扶養手当等の現況届時などのさまざまな機会を捉えて、行政窓口での積極的な情報提供を行いました。

また、ひとり親を対象とした制度説明会の実施や、ひとり親同士が悩みの相談や情報交換を行う交流会を開催しました。

#### (2) 相談体制の充実

母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談しやすい体制づくりとして夜間の相談窓口を新たに設置しました。

【数値目標】

制度の周知（認知度）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 (令和4年度)
ひとり親家庭児童の 学習支援事業	52.1%	57.5%	60.1%	60.5%	65.2%	80%
福井県母子家庭等 就業・自立支援セン ターによる就業相談	44.7%	45.6%	45.6%	44.1%	69.6%	
母子父子寡婦福祉 資金貸付	40.2%	43.7%	44.6%	41.9%	52.4%	

# 第3章 ひとり親家庭の実態

## 1 ひとり親家庭の世帯数

国勢調査によると、令和2年10月1日現在の本県の母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）は5,479世帯、父子世帯（同）は1,135世帯であり、母子または父子家庭が一般世帯に占める割合は2.3%です。

平成27年に比べ、世帯数、世帯割合ともほぼ横ばいです。

□本県の母子家庭・父子家庭数の推移(10月1日現在:国勢調査) (単位:世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	3,898	4,492	5,517	5,806	5,800	5,479
父子世帯	1,186	1,236	1,417	1,371	1,277	1,135
合計	5,084	5,728	6,934	7,177	7,077	6,614
子どものいる世帯に占める割合	3.5%	4.0%	4.9%	5.2%	5.3%	5.1%
一般世帯に占める割合	2.1%	2.2%	2.6%	2.6%	2.5%	2.3%

※国勢調査の世帯の定義

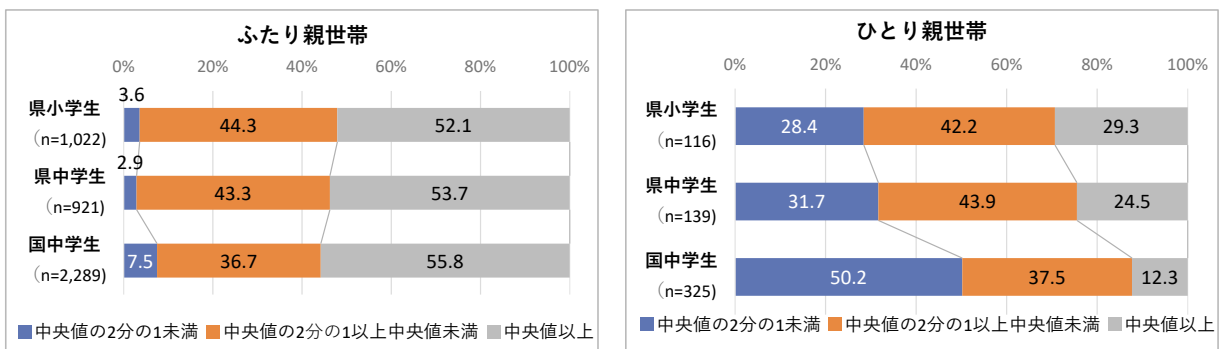
「母子(父子)世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」:母子(父子)世帯に、未婚、死別または離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どもおよび他の世帯員(20歳以上の子どもを除く)から成る一般世帯  
 「母子(父子)世帯」:未婚、死別または離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

□本県の離婚件数の推移(人口動態調査) (単位:件)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
離婚件数	889	1,327	1,309	1,233	1,194	1,052

## 2 子どもの貧困率

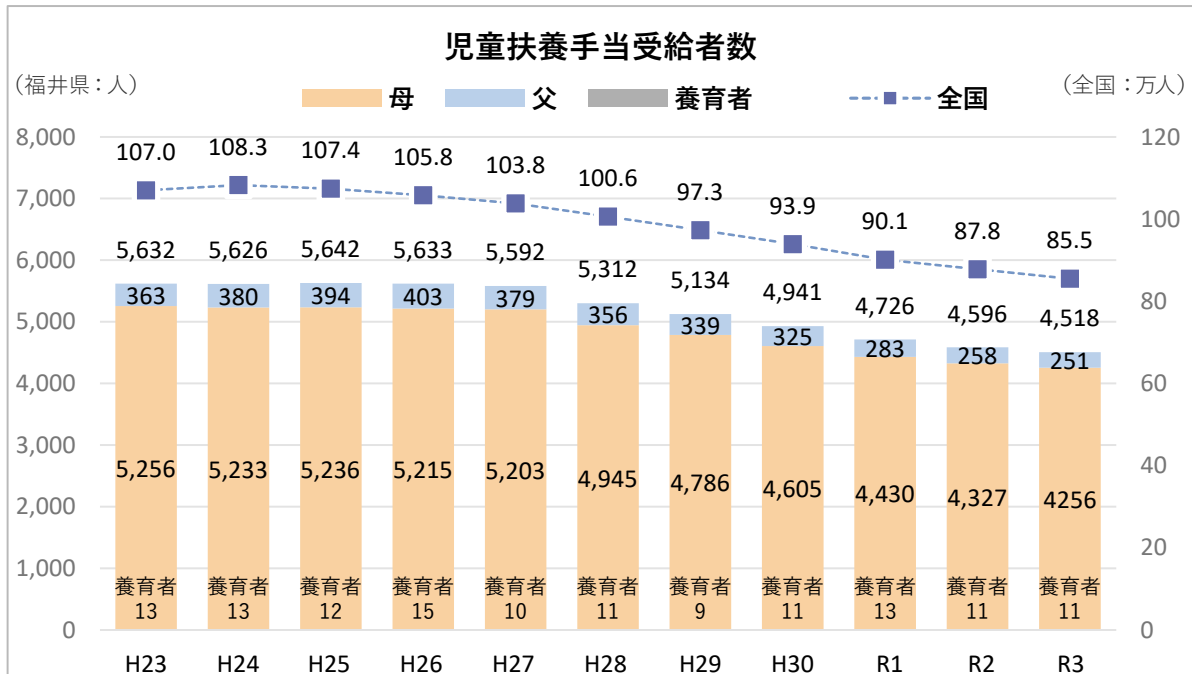
県が令和2年度に実施した「子どもの生活状況調査」によると、ひとり親世帯について、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」(※)の割合は約3割と国調査(約5割)と比較すると低いですが、ふたり親世帯(1割未満)と比較するとかなり高くなっています。



※等価世帯収入とは、世帯の年間収入を同居家族の人数の平方根で割ったものです。その方法で算出した値の中央値を求め、さらにその2分の1未満であるか否かで分類しています。

### 3 児童扶養手当受給者等の数

児童扶養手当の受給者数は、令和3年度末で4,518人となっています。平成26年度までは約5,600人で推移していましたが、近年減少しています。令和2年度の1人当たり年間支給額は406,788円(平成28年度472,647円)となっています。

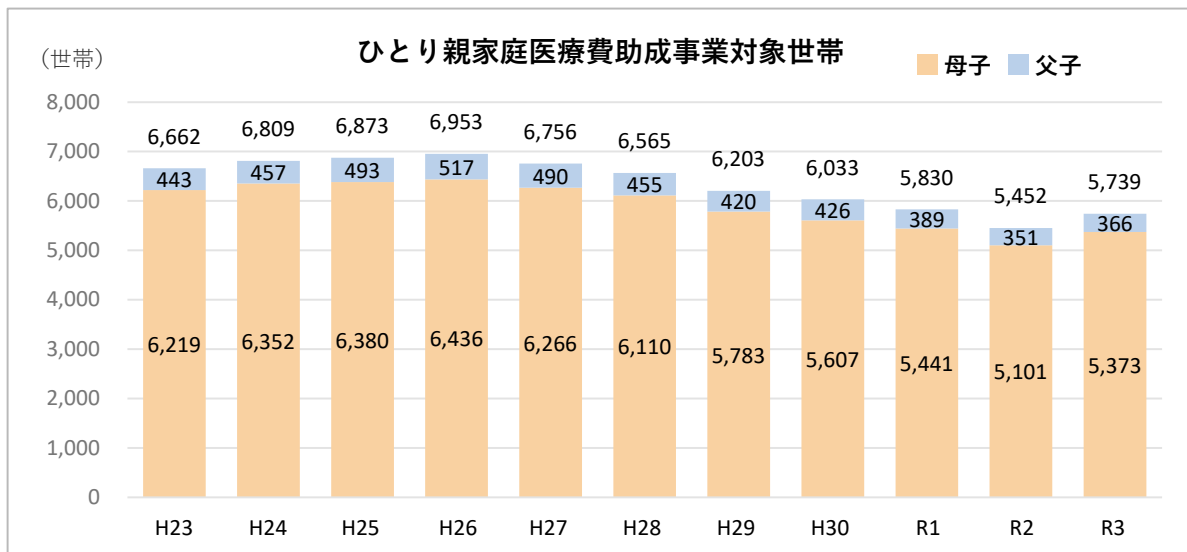


【児童扶養手当】

父母の離婚等により父または母と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父または母が身体等に重度の障害がある家庭、父母にかわって児童を養育している者に対し、児童の健やかな成長を図るために支給される手当。(所得制限あり)(平成22年8月から父子家庭も対象)

支給対象児童：18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童  
(心身に概ね中度以上の障害のある児童の場合は、20歳未満まで)

また、県のひとり親家庭等医療費助成事業の対象となる母子・父子世帯は、令和3年度末において5,739世帯となっています。



【ひとり親家庭等医療費助成事業】

ひとり親家庭等の疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減のため医療費の自己負担分を助成。  
助成対象世帯：母子(父子)世帯の母(父)および20歳未満の子ども(所得制限あり)

## 4 ひとり親家庭の現状

### 〈出典〉「令和4年度福井県ひとり親家庭実態調査」

※調査の概要および結果は資料編に記載しています。

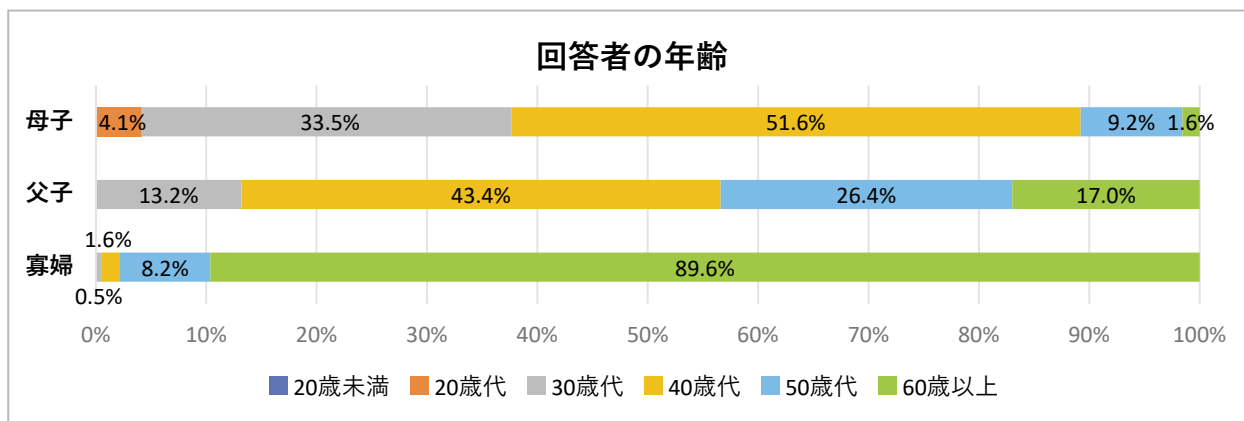
※文中の〔 〕内は、平成29年度の前回調査の結果を記載しています。

※原則として、無回答は分母から除いて算定しています。

#### (1) 年齢・家族構成・居住状況

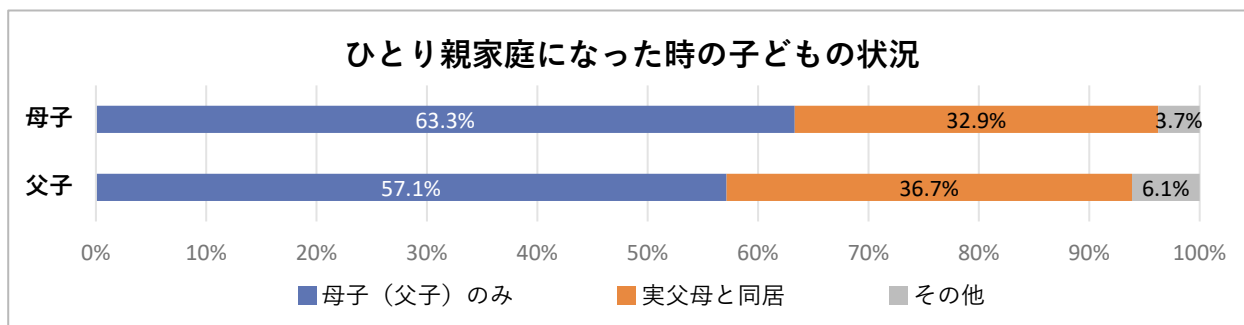
##### ＜年齢構成＞

- ・ 母子世帯の母の平均年齢は42.1歳〔40.8歳〕で、30歳代が33.5%〔33.3%〕、40歳代が51.6%〔50.4%〕、50歳代が9.2%〔9.3%〕となっています。
- ・ 父子世帯の父の平均年齢は49.7歳〔45.2歳〕で、30歳代が13.2%〔27.9%〕、40歳代が43.4%〔38.2%〕、50歳代が26.4%〔26.5%〕となっています。
- ・ 寡婦の年齢は、40歳代が1.6%〔4.4%〕、50歳代が8.2%〔17.6%〕、60歳以上が89.6%〔77.9%〕となっています。



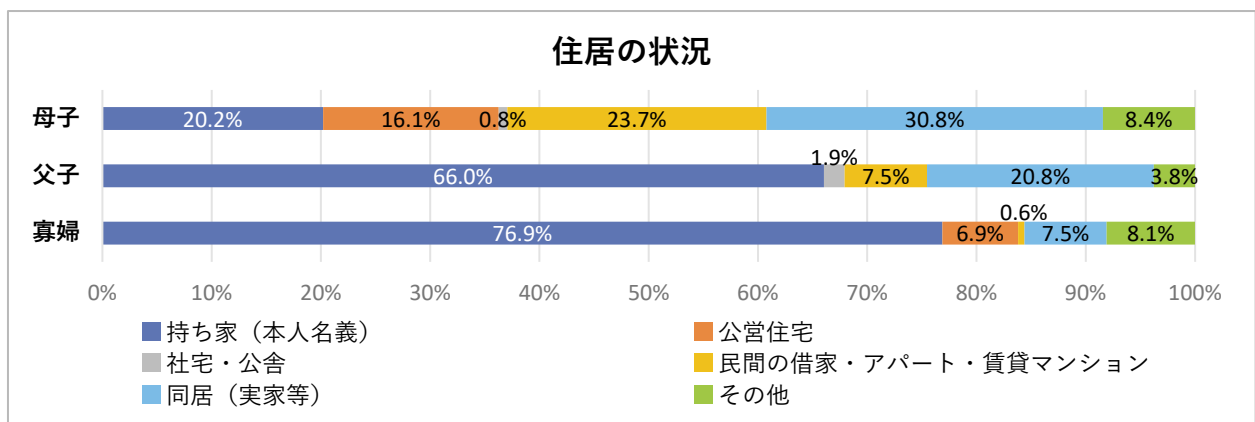
##### ＜家族構成＞

- ・ 母子世帯の家族構成は、母子のみの世帯が63.3%〔63.1%〕、実父母等との同居世帯が32.9%〔35.7%〕となっています。
- ・ 父子世帯の家族構成は、父子のみの世帯が57.1%〔23.9%〕、実父母等との同居世帯が36.7%〔76.1%〕となっています。



## <住居の状況>

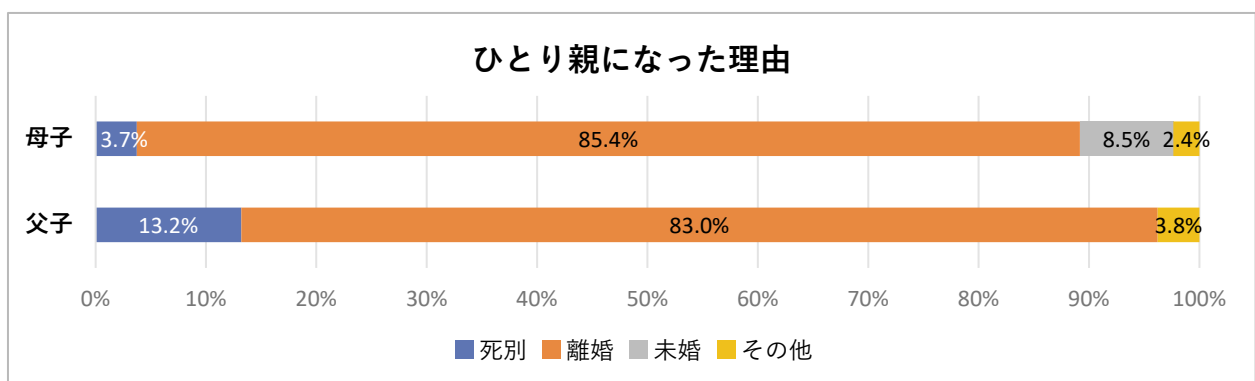
- ・ 母子世帯の住居形態は、同居（実家等）が 30.8% [28.0%] と最も多く、民間の借家・アパート等が 23.7% [29.0%]、持ち家（本人名義）が 20.2% [20.4%]、公営住宅が 16.1% [15.4%] となっています。
- ・ 父子世帯の住居形態は、持ち家（本人名義）が 66.0% [49.3%] と最も多く、同居（実家等）が 20.8% [34.3%]、民間の借家・アパート等が 7.5% [6.0%]、社宅・公舎が 1.9% [1.5%] となっています。
- ・ 寡婦の住居形態は、持ち家（本人名義）が 76.9% [60.3%] と最も多く、同居（実家等）が 7.5% [1.5%]、公営住宅が 6.9% [19.1%]、民間の借家・アパート等が 0.6% [11.8%] となっています。



## (2) ひとり親になった時の状況

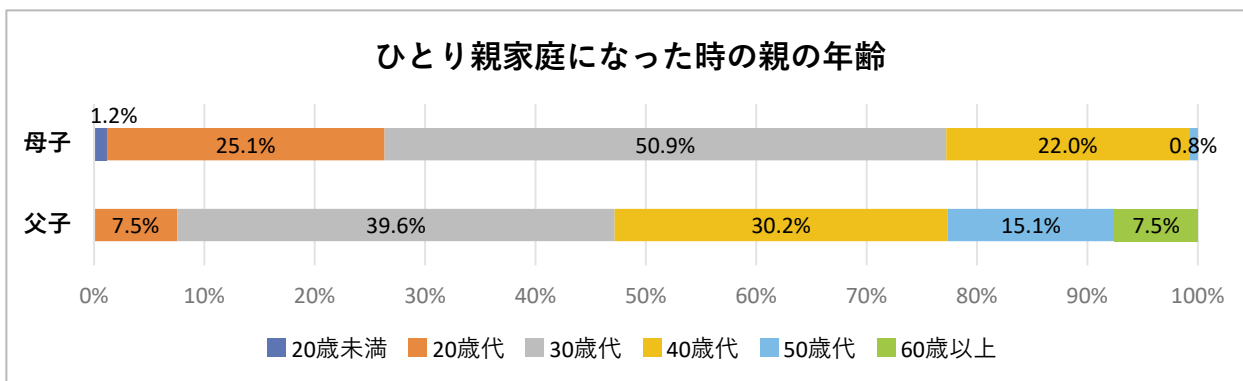
### <ひとり親になった理由>

- ・ 母子世帯になった理由は、死別が 3.7% [7.6%]、生別が 96.3% [92.4%] で、うち離婚は 85.4% [82.8%] となっています。
- ・ 父子世帯になった理由は、死別が 13.2% [11.8%]、生別が 86.8% [88.2%] で、うち離婚は 83.0% [86.8%] となっています。



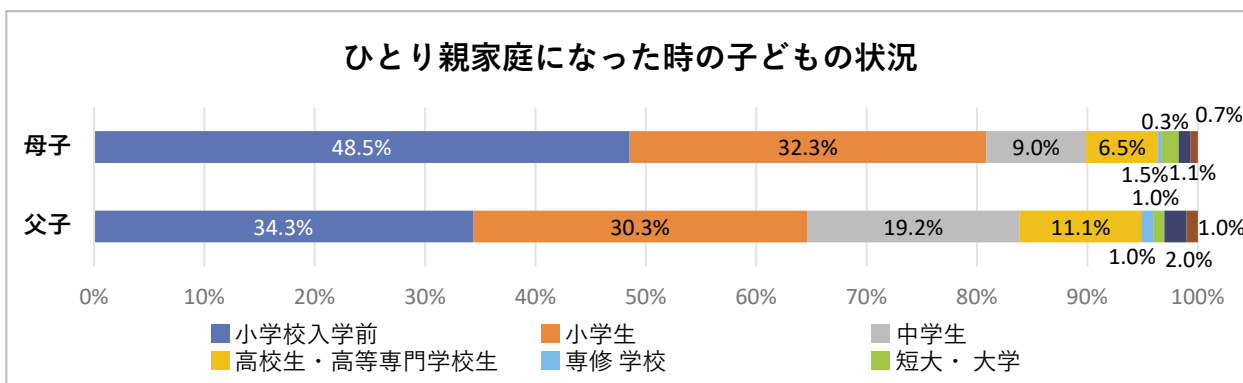
### <ひとり親になった年齢>

- ・ 母子世帯になった時の母の平均年齢は34.6歳〔33.7歳〕で、30歳代が50.9%〔50.9%〕と最も多く、次いで20歳代が25.1%〔26.6%〕となっています。
- ・ 父子世帯になった時の父の平均年齢は42.5歳〔39.4歳〕で、30歳代が39.6%〔47.1%〕と最も多く、次いで40歳代が30.2%〔30.9%〕となっています。



### <ひとり親になった時の子どもの状況>

- ・ ひとり親になった時の子どもの数（20歳未満）の平均は、母子世帯が1.8人〔1.7人〕、父子世帯が2.0人〔1.8人〕となっています。
- ・ 母子世帯になった時の子どもの状況は、小学校就学前が48.5%〔51.5%〕、小学生が32.3%〔30.8%〕、中学生が9.0%〔9.9%〕となっています。
- ・ 父子世帯になった時の子どもの状況は、小学校就学前が34.3%〔46.3%〕、小学生が30.3%〔39.7%〕、中学生が19.2%〔10.7%〕となっています。



### (3) 就業状況・収入状況

#### <就業状況>

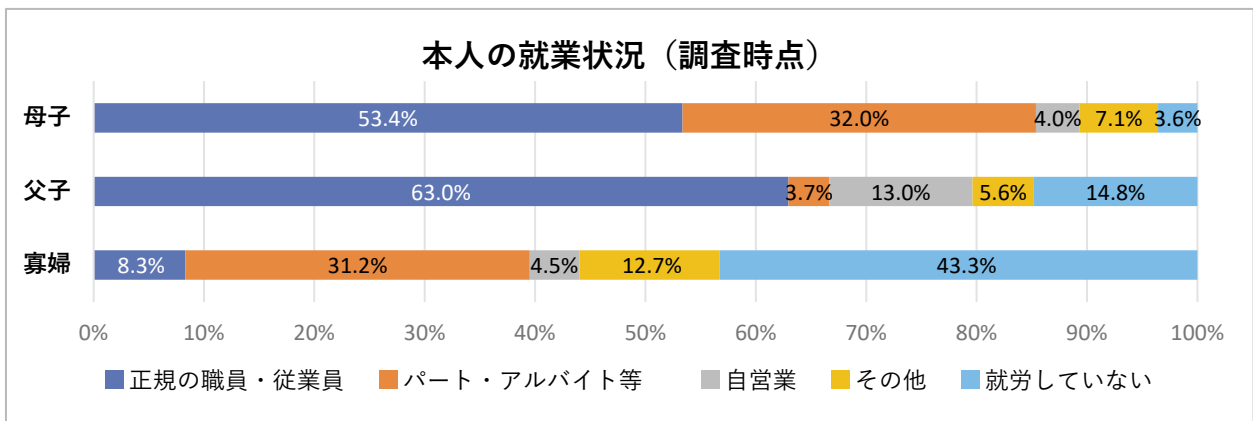
- 母子世帯の母は 96.4% [94.8%] が就業しており、母子世帯になる前に就業していたのは 86.0% [82.6%] となっています。

現在の雇用形態は、正規の職員・従業員が 53.4% [46.6%]、パート・アルバイト等が 32.0% [37.2%] となっています。

- 父子世帯の父は 85.2% [95.5%] が就業しており、父子世帯になる前に就業していたのは 96.4% [100.0%] となっています。

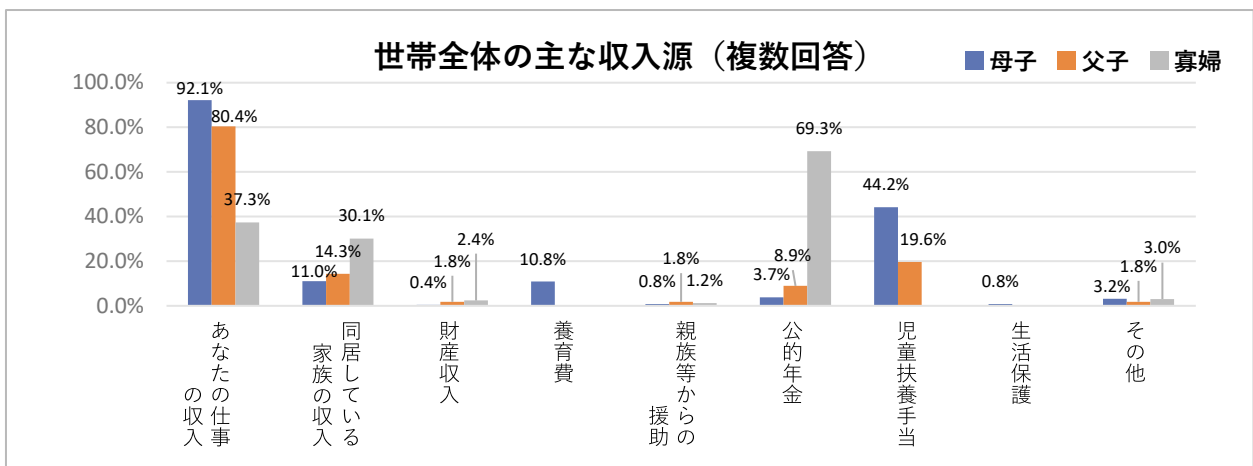
現在の雇用形態は、正規の職員・従業員が 63.0% [64.2%]、自営業が 13.0% [19.4%] となっています。

- 寡婦は 56.7% [60.7%] が就業しており、雇用形態は正規の職員・従業員が 8.3% [23.0%]、パート・アルバイト等が 31.2% [27.9%] となっています。



#### <ひとり親世帯の収入源>

- 母子世帯・父子世帯の主な収入源は、「自身の就労収入」「児童扶養手当」「同居している家族の収入」となっています。
- 寡婦の主な収入源は、「公的年金」「自身の就労収入」「同居している家族の収入」となっています。

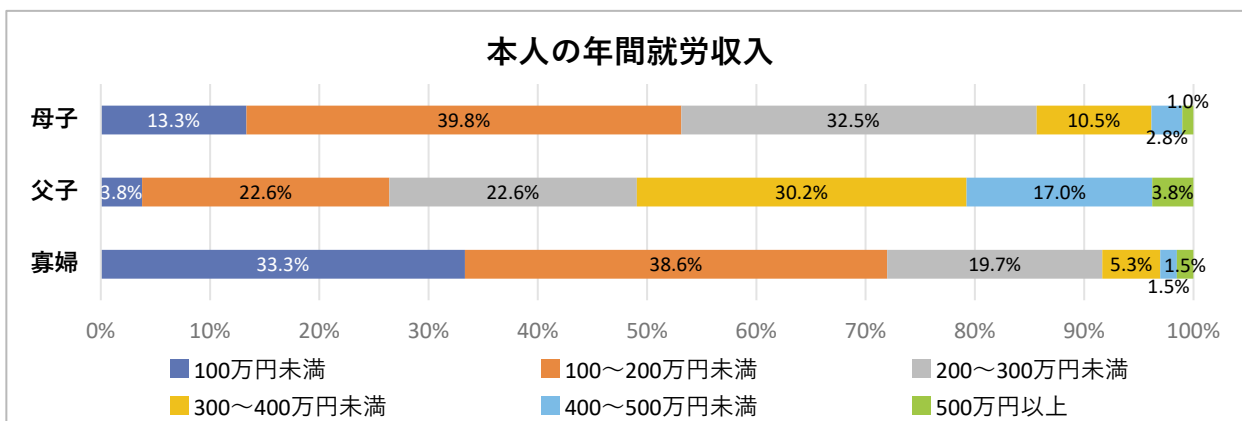


### <就労収入>

- ・ 母子世帯の母自身の年間就労収入は、200万円未満が53.1%〔60.1%〕で、平均で200万円〔182万円〕となっています。
- ・ 父子世帯の父自身の年間就労収入は、300万円未満が49.0%〔63.6%〕で、平均で292万円〔265万円〕となっています。
- ・ 寡婦自身の年間就労収入は、200万円未満が71.9%〔82.4%〕で、平均で152万円〔136万円〕となっています。

〈参考〉福井県の平均年間勤労収入女性：293万円男性：492万円

※令和3年賃金構造基本統計調査から算出



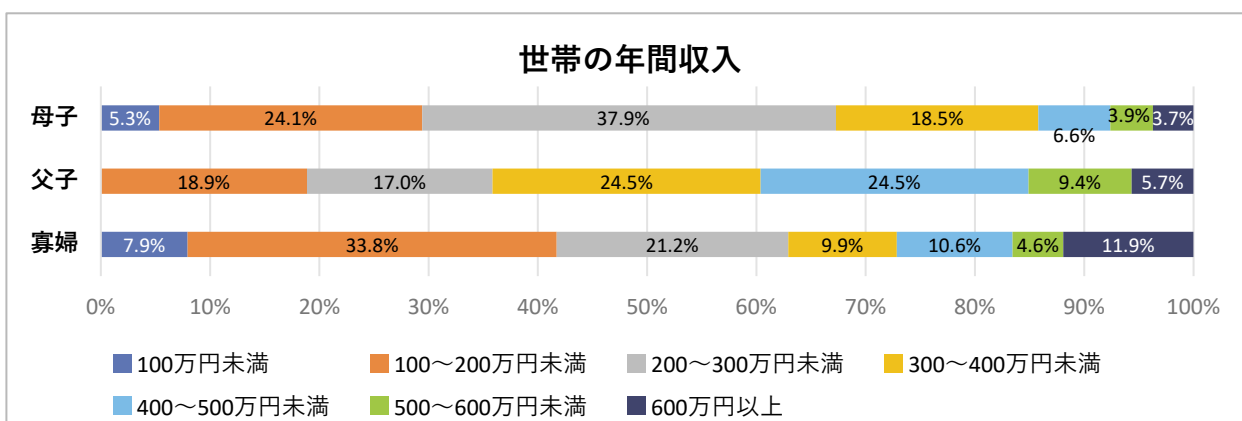
### <世帯収入>

- ・ 母子世帯全体の年間収入は、300万円未満が67.3%〔70.1%〕で、平均で274万円〔258万円〕となっています。
- ・ 父子世帯全体の年間収入は、400万円未満が60.4%〔69.4%〕で、平均で359万円〔356万円〕となっています。

〈参考〉児童のいる世帯の平均所得金額（全国）813.5万円

※令和2年国民生活基礎調査

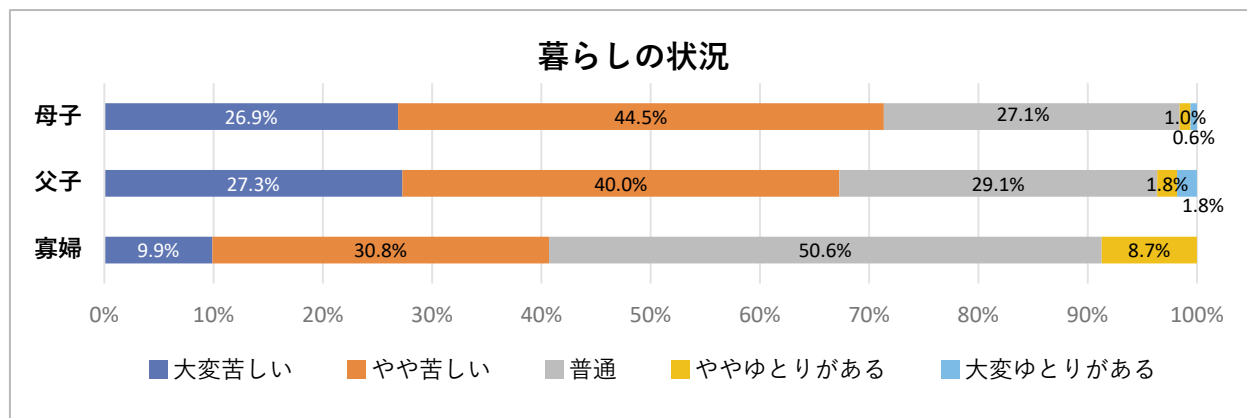
- ・ 寡婦世帯の年間収入は、200万円未満が41.7%〔72.4%〕で、平均で306万円〔161万円〕となっています。





### <暮らしの状況>

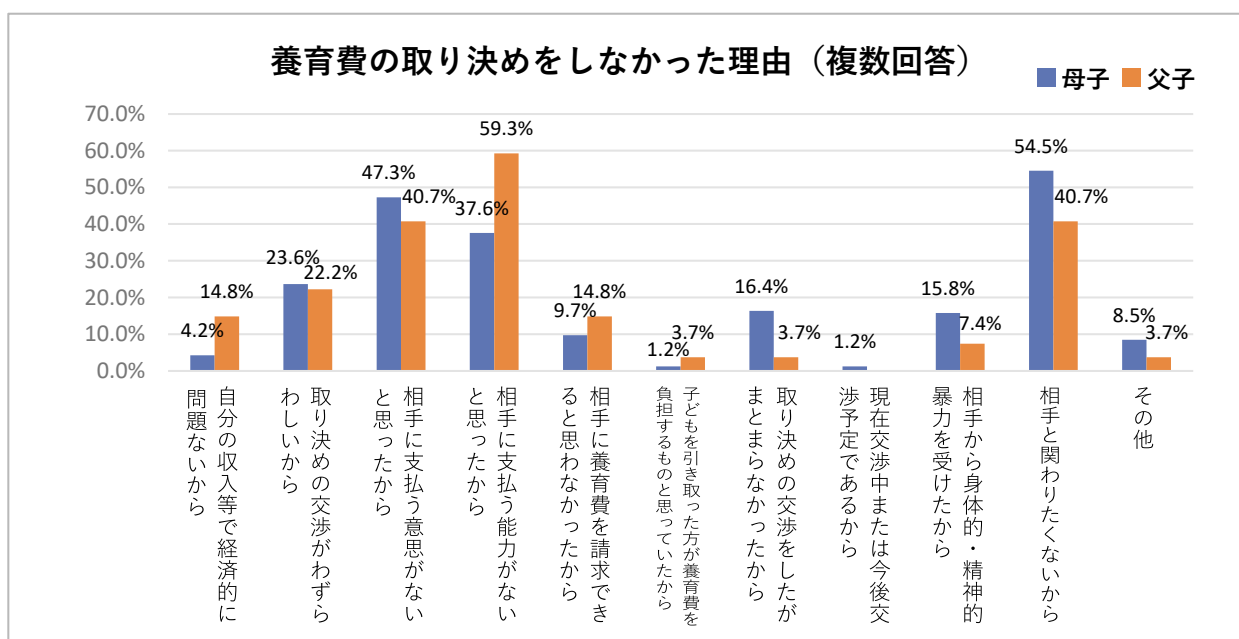
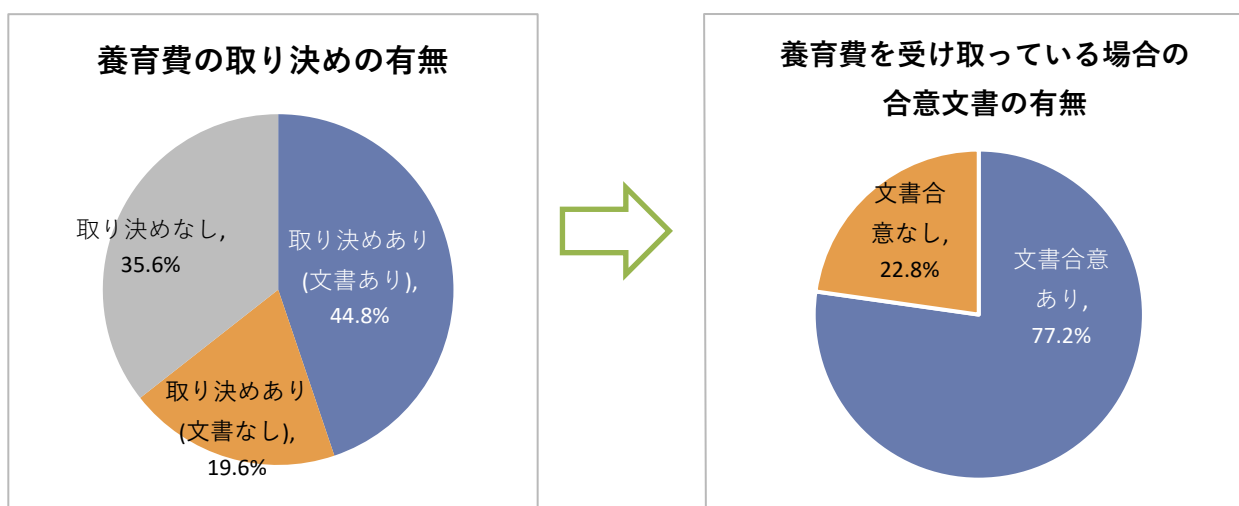
- ・ 現在の暮らしの状況を「大変苦しい」または「やや苦しい」と感じているのは、母子世帯で71.4%〔76.6%〕、父子世帯で67.3%〔72.7%〕、寡婦で40.7%〔65.7%〕となっています。



#### (4) 養育費・面会交流

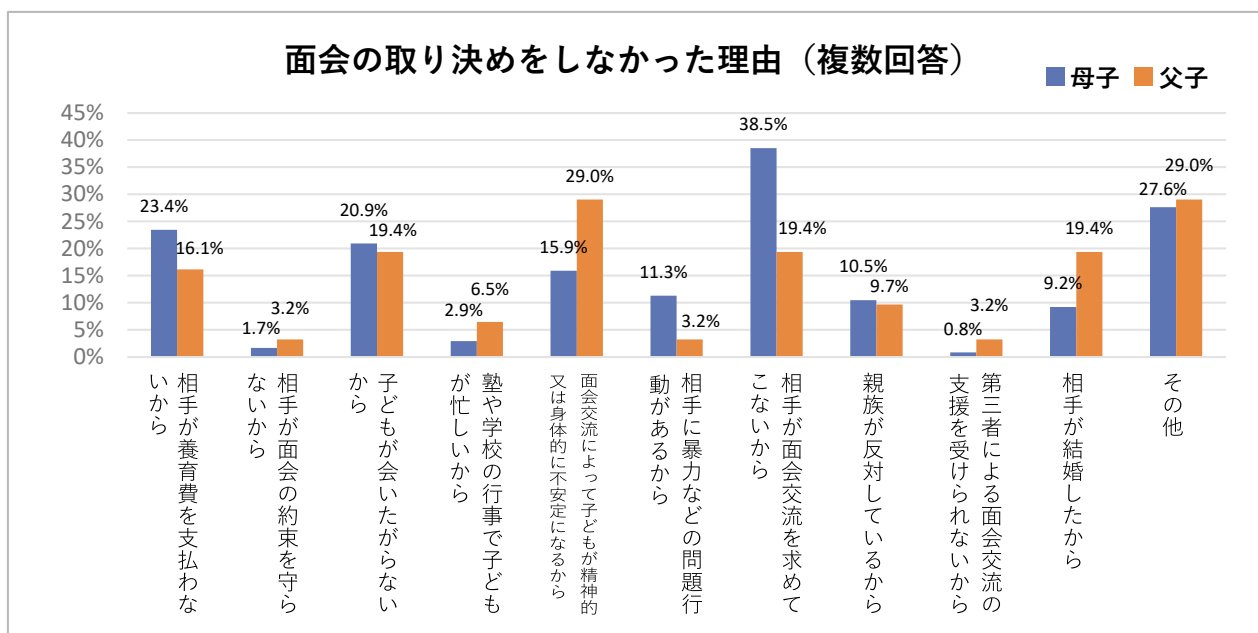
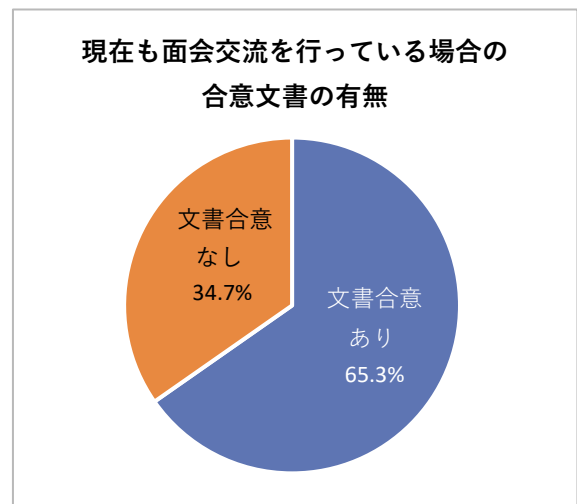
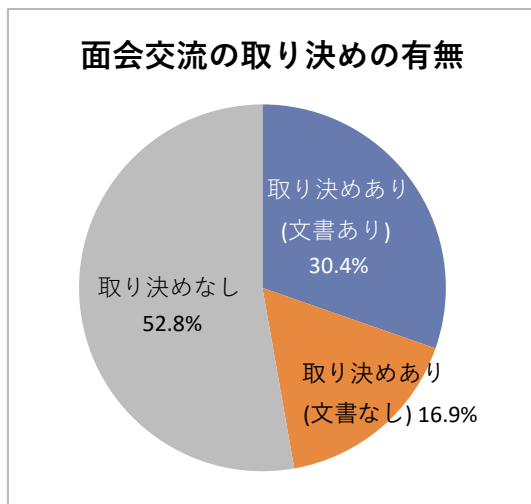
##### <養育費>

- 離婚母子・父子世帯のうち、養育費の取り決めがあった世帯は64.4%〔58.7%〕となっています。
- 取り決めをしていない主な理由は、「相手と関わりたくないから」「相手に支払う意思がないと思ったから」「相手に支払う能力がないと思ったから」などとなっています。
- 取り決めがあった母子・父子世帯のうち「養育費を現在も受けている」のは58.6%〔49.1%〕、「受けたことはあるが現在は受けていない」のは21.0%〔27.5%〕で、「受けたことがない」は20.4%〔23.3%〕となっています。
- 受けている（いた）養育費の平均月額（額が決まっている場合）は、母子世帯で43,496円〔44,174円〕、父子世帯で26,500円〔25,000円〕となっています。



## <面会交流>

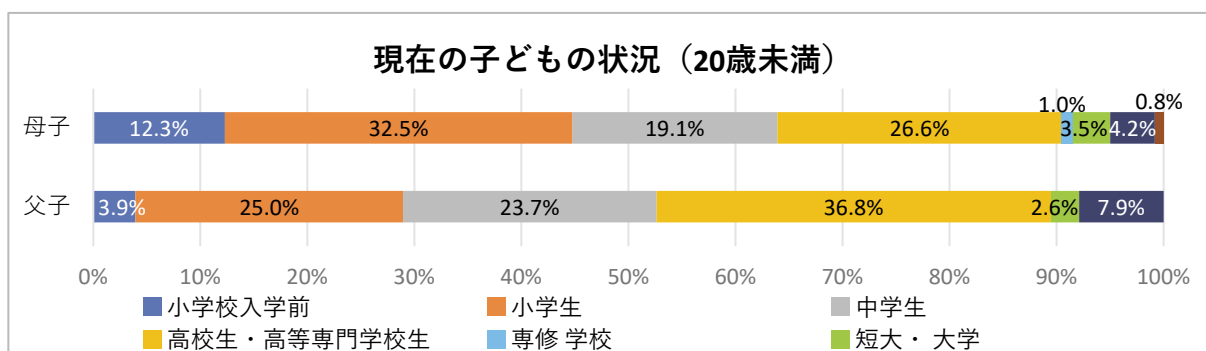
- 離婚母子・父子世帯のうち、面会交流の取り決めがあった世帯は 47.2% [44.2%] となっています。
- 取り決めをしていない主な理由は、「相手が面会交流を求めてこないから」「相手が養育費を支払わないから」「子どもが会いたがらないから」などとなっています。
- 取り決めがあった母子・父子世帯のうち「現在面会交流を行っている」のは 51.5% [45.8%]、「過去にあったが現在は行っていない」のは 25.5% [28.8%] で、「面会交流を行ったことがない」は 23.0% [25.4%] となっています。
- 面会交流の実施頻度は、「月 1 回以上 2 回未満」が 38.9% [30.3%] で最も多く、「2～3 か月に 1 回以上」が 19.4% [19.4%]、「月 2 回以上」が 16.6% [18.0%] となっています。



### (5) 子どもに関する状況

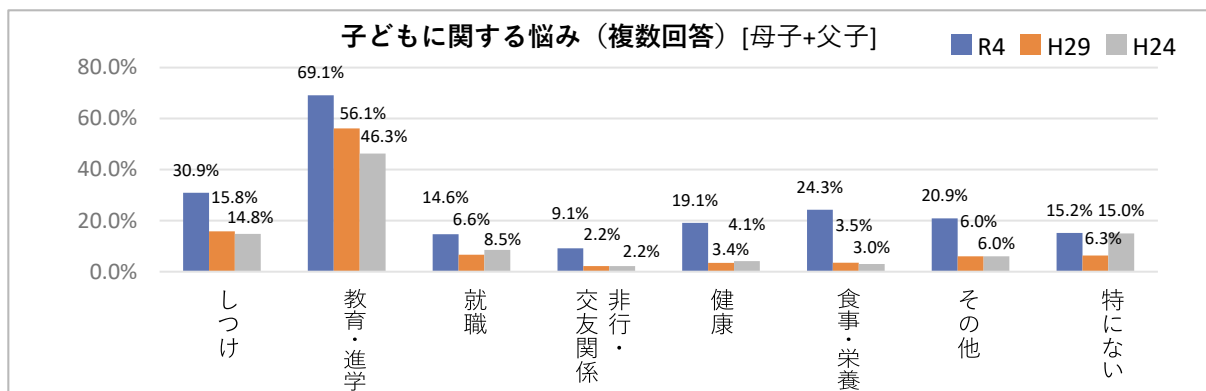
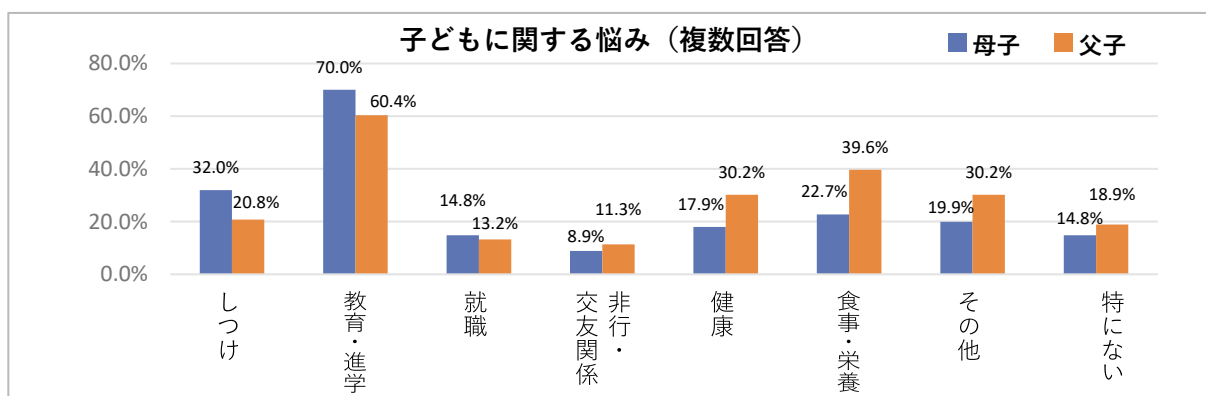
#### <現在の子どもの状況>

- ・ 調査時点の子どもの数（20歳未満）の平均は、母子世帯が1.5人〔1.6人〕、父子世帯が1.4人〔1.7人〕となっています。
- ・ 調査時点の母子世帯の子どもの状況は、小学校就学前が12.3%〔14.4%〕、小学生が32.5%〔30.4%〕、中学生が19.1%〔20.2%〕、高校・高等専門学校生26.6%〔25.7%〕となっています。
- ・ 調査時点の父子世帯の子どもの状況は、小学校就学前が3.9%〔8.0%〕、小学生が25.0%〔33.6%〕、中学生が23.7%〔24.8%〕、高校・高等専門学校生36.8%〔28.3%〕となっています。



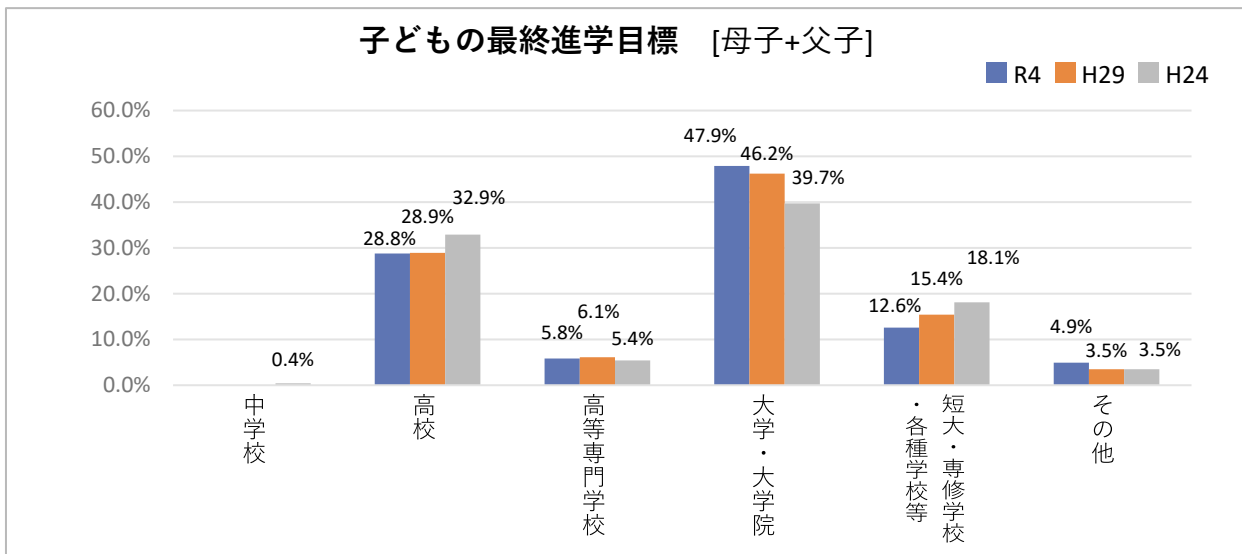
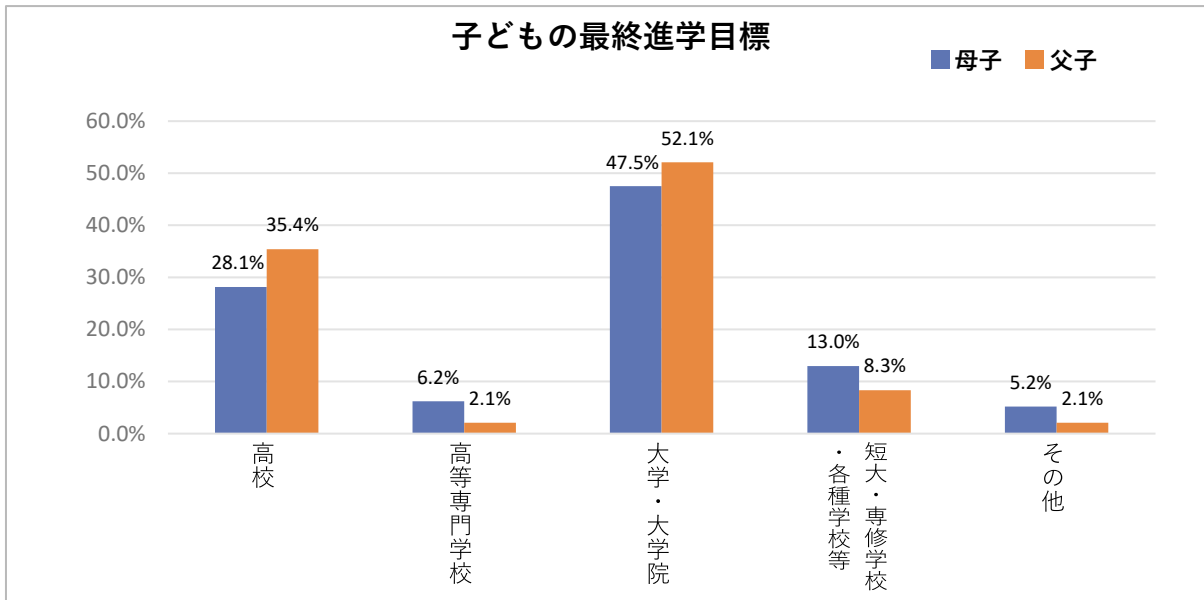
#### <子どもに関する悩み>

- ・ ひとり親世帯の子どもに関する悩みは、「教育・進学」が69.1%〔56.1%〕と最も多く、「しつけ」が30.9%〔15.8%〕、「食事・栄養」が24.3%〔3.5%〕となっています。



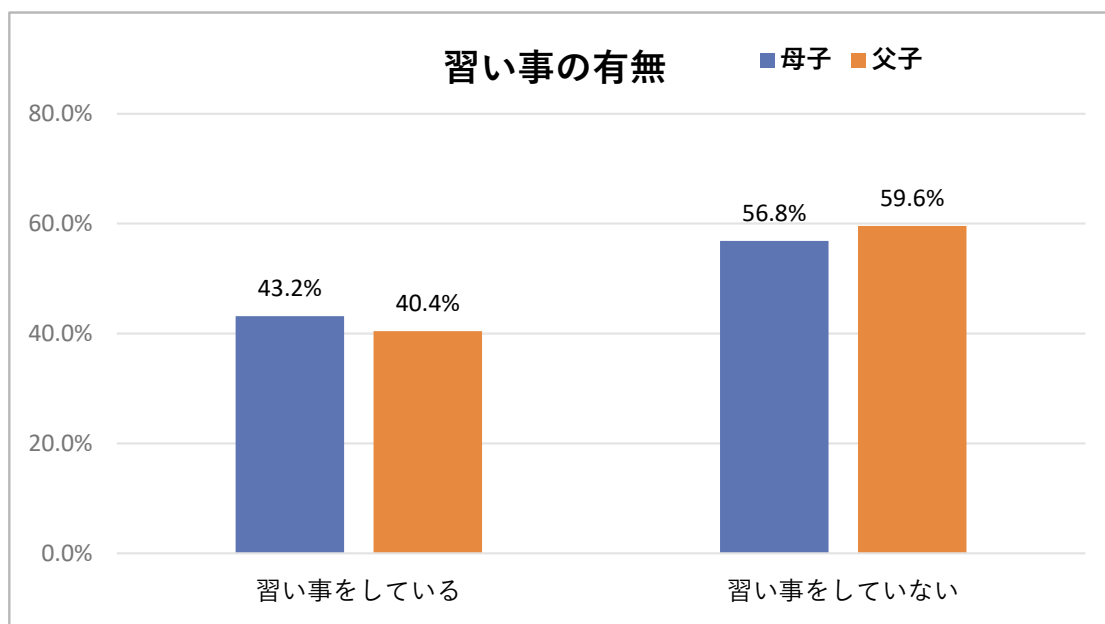
### <子どもの最終進学目標>

- 子どもの最終進学目標は、「大学・大学院」が47.9%〔46.2%〕と最も多く、「高校」が28.8%〔28.9%〕、「短大・専修・専門学校」が12.6%〔15.4%〕となっています。5年前に比べ「大学・大学院」が1.7ポイント増加し、「短大・専修・専門学校」が2.8ポイント減少しています。

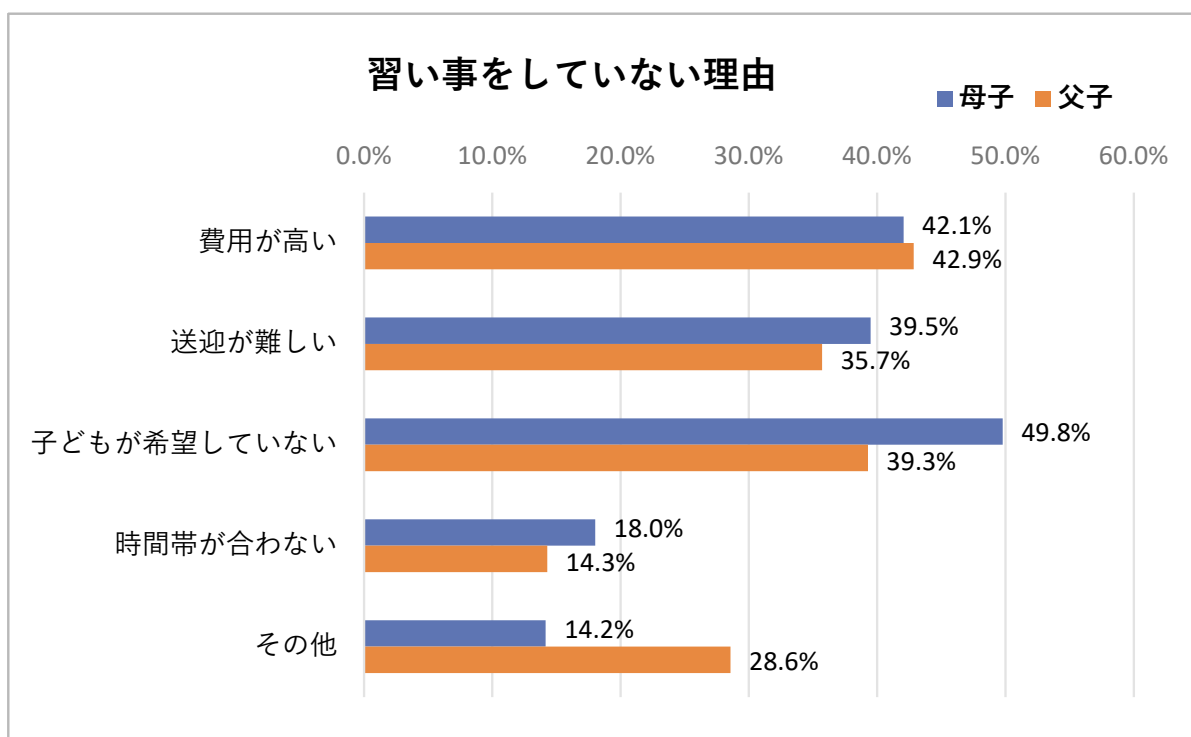


### <子どもの習い事状況>

- ・ 子どもが習い事をしているのは、母子世帯が43.2%、父子世帯が40.4%となっています。



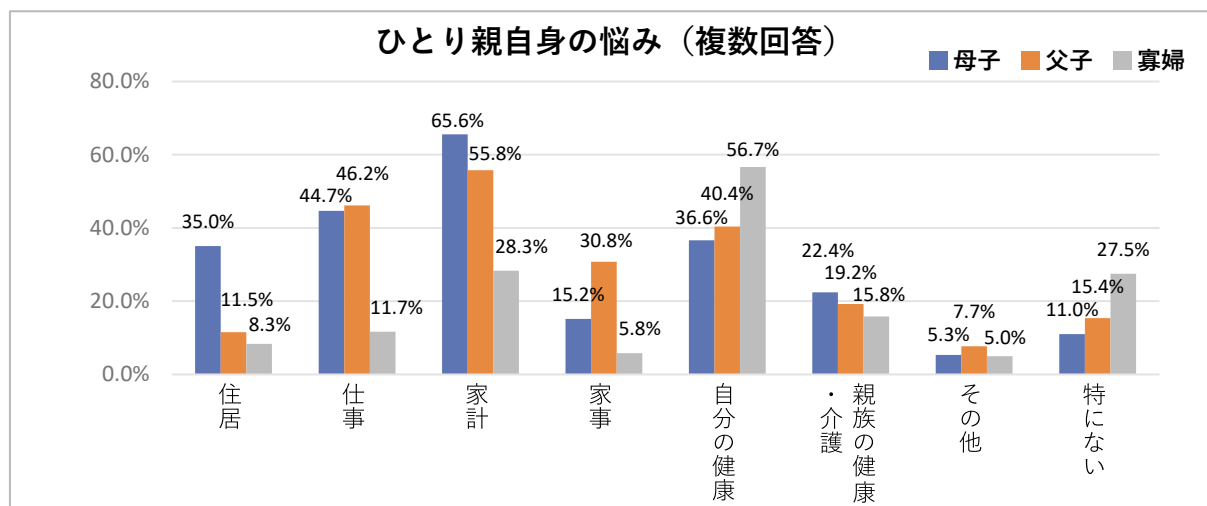
- ・ 母子世帯が習い事をしていない理由は、「子どもが希望していない」が49.8%、「費用が高い」が42.1%となっています。
- ・ 父子世帯が習い事をしていない理由は、「費用が高い」が42.9%、「子どもが希望していない」が39.3%となっています。



## (6) ひとり親自身の状況・相談相手

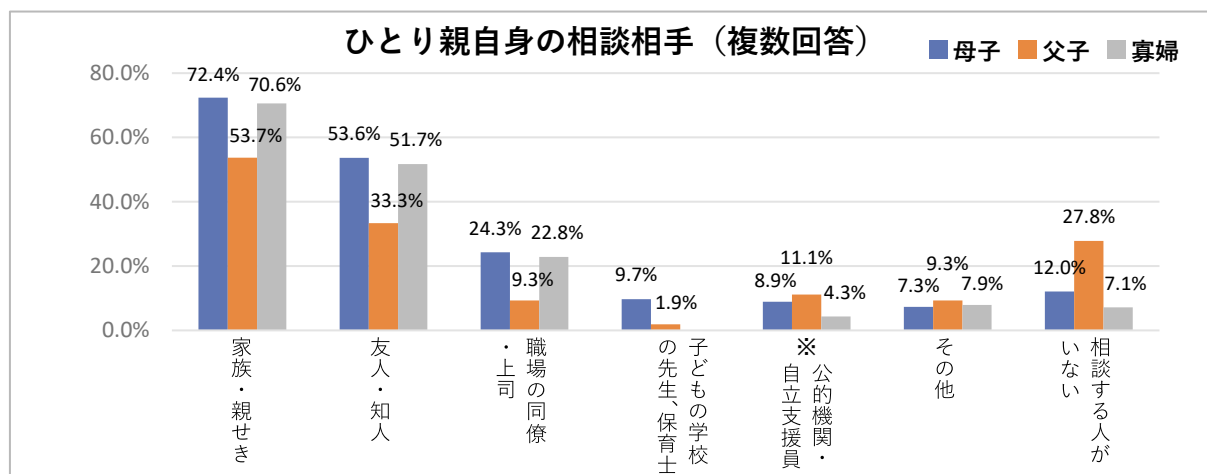
### <ひとり親自身に関する悩み>

- ・ 母子世帯の母自身に関する悩み（複数回答）は、「家計」が65.6%〔71.8%〕、「仕事」が44.7%〔47.3%〕、「自分の健康」が36.6%〔38.8%〕となっています。
- ・ 父子世帯の父自身に関する悩み（複数回答）は、「家計」が55.8%〔60.3%〕、「仕事」が46.2%〔39.7%〕、「自分の健康」が40.4%〔27.9%〕となっています。
- ・ 寡婦の自身に関する悩み（複数回答）は、「自分の健康」が56.7%〔48.5%〕、「家計」が28.3%〔42.6%〕、「親族の健康・介護」が15.8%〔5.9%〕となっています。



### <ひとり親の相談相手>

- ・ 母子世帯の母の相談相手（複数回答）は、「家族・親せき」が72.4%〔79.1%〕、「友人・知人」が53.6%〔67.5%〕、「相談する人がいない」が12.0%〔6.0%〕となっています。
- ・ 父子世帯の父の相談相手（複数回答）は、「家族・親せき」が53.7%〔70.8%〕、「友人・知人」が33.3%〔58.5%〕、「相談する人がいない」が27.8%〔7.7%〕となっています。
- ・ 寡婦の相談相手（複数回答）は、「家族・親せき」が70.6%〔66.7%〕、「友人・知人」が51.7%〔43.9%〕、「相談する人がいない」が7.1%〔15.8%〕となっています。



(7) ひとり親家庭への支援制度の利用状況・認知度

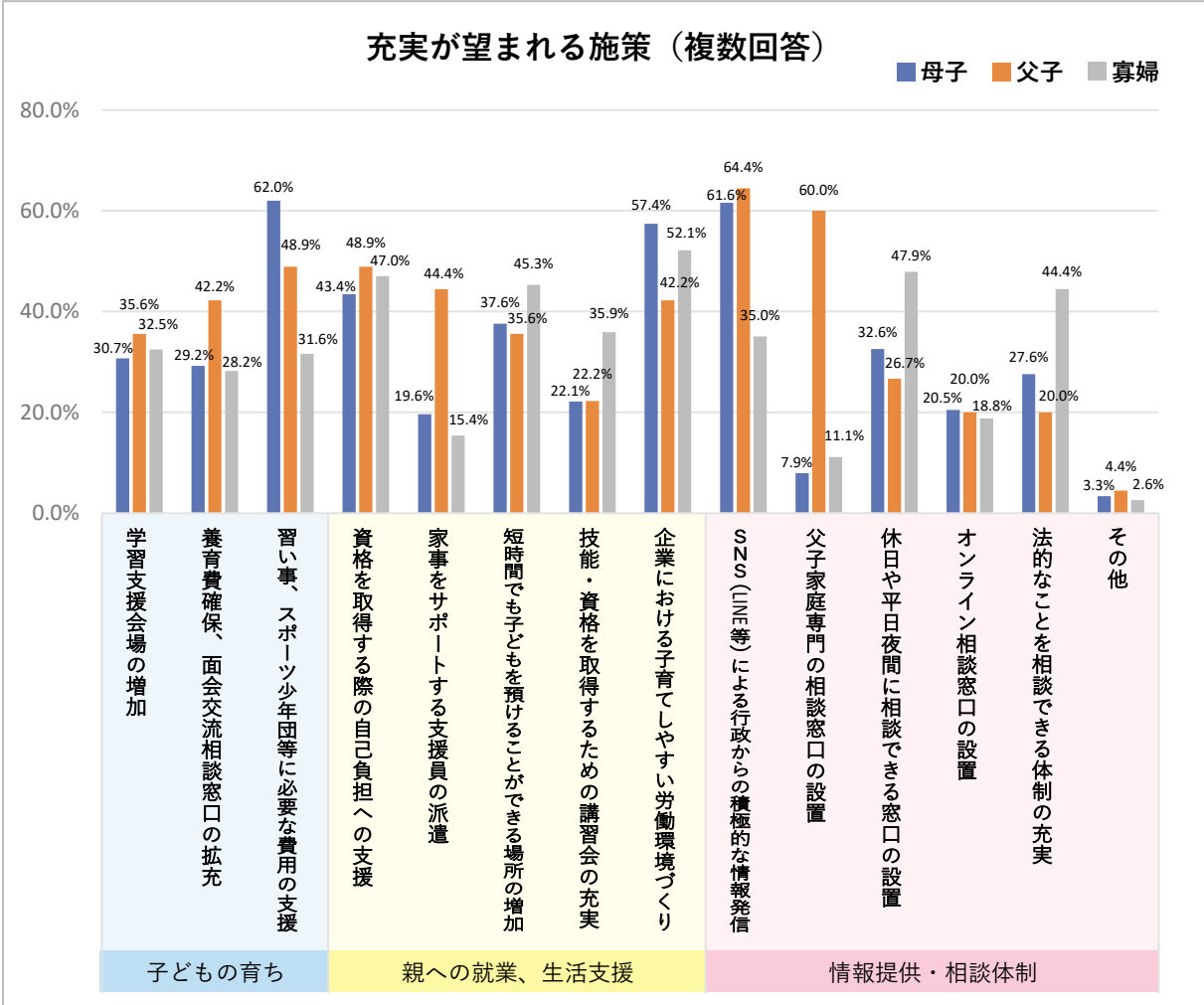
- ひとり親家庭への支援制度の利用状況は表のとおりで、「利用しているまたは利用したことがある」が平均で17.1%であるのに対し、「制度または事業を知らない」は45.2%となっています。
- 「知っているが利用したことがない」は平均で37.7%となっており、その主な理由は「利用する必要がない」が約79%、「今後利用したい」が約16%となっています。

	利用しているまたは利用したことがある	知っているが利用したことがない※	制度または事業を知らない	知っているが利用したことがない理由（複数回答）			
				利用する必要がない	今後利用したい	手続きが面倒である	他制度を利用している
<b>(ア) 福井県母子家庭等就業・自立支援センター事業</b>							
・ 就職相談	11.3%	58.3%	30.4%	77.8%	16.0%	10.4%	2.1%
・ 養育費相談	5.4%	47.1%	47.5%	77.4%	10.4%	11.1%	2.6%
・ 法律相談	10.7%	42.2%	47.2%	78.2%	14.0%	9.9%	4.5%
・ その他の相談	5.1%	39.0%	55.9%	74.6%	19.6%	6.7%	1.4%
・ 就業支援講習会（パソコン、介護等）	12.0%	54.0%	33.9%	76.2%	18.3%	7.4%	1.3%
<b>(イ) 助成／給付／貸付制度</b>							
・ 児童扶養手当	86.7%	10.7%	2.6%	71.9%	15.6%	9.4%	10.9%
・ ひとり親家庭医療費助成	88.2%	8.9%	3.0%	78.4%	17.6%	9.8%	3.9%
・ ひとり親家庭の保育料軽減	47.2%	32.0%	20.8%	90.2%	7.1%	3.3%	1.1%
・ 自立支援教育訓練給付金	5.0%	54.7%	40.2%	83.9%	15.7%	6.2%	0.8%
・ 高等職業訓練促進給付金	2.1%	50.5%	47.4%	85.8%	13.9%	3.5%	0.3%
・ ひとり親家庭職業訓練資金貸付金	1.0%	49.3%	49.7%	84.2%	15.1%	4.6%	0.0%
・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	0.7%	42.6%	56.7%	84.9%	13.5%	3.7%	0.4%
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	6.9%	45.4%	47.6%	67.3%	23.3%	10.2%	3.4%
<b>(ウ) 支援制度等</b>							
・ ひとり親家庭ゆとりライフ支援事業	7.9%	18.8%	73.3%	79.8%	17.4%	4.6%	0.0%
・ 母子家庭等日常生活支援事業	1.5%	30.3%	68.2%	75.0%	22.7%	9.1%	0.0%
・ 生活困窮者自立支援制度	1.0%	29.8%	69.2%	81.3%	14.6%	5.8%	0.0%
・ 子供の未来応援国民運動	0.5%	14.1%	85.4%	74.1%	23.5%	2.5%	0.0%
ひとり親家庭学習支援事業	14.6%	50.6%	34.8%				
<b>平均</b>							
	17.1%	37.7%	45.2%				
利用する必要がない	送迎が困難	日程や時間帯が合わない	手続きが面倒である	民間学習塾、他制度を利用			
38.9%	43.7%	46.7%	10.7%	14.8%			



### (8) 充実が望まれる施策

- 母子世帯が充実を望む施策（複数回答）は、「習い事、スポーツ少年団等に必要の費用の支援」が 62.0%、「SNS (LINE 等) による行政からの積極的な情報発信」が 61.6%、「企業における子育てしやすい労働環境づくり」が 57.4% [30.1%] となっています。
- 父子世帯が充実を望む施策（複数回答）は、「SNS (LINE 等) による行政からの積極的な情報発信」が 64.4%、「父子家庭専門の相談窓口の設置」が 60.0%、「習い事、スポーツ少年団等に必要の費用の支援」と「資格を取得する際の自己負担への支援」が 48.9% となっています。
- 寡婦が充実を望む施策（複数回答）は、「企業における子育てしやすい労働環境づくり」が 52.1% [23.6%]、「休日や平日夜間に相談できる窓口の設置」が 47.9%、「資格を取得する際の自己負担への支援」が 47.0% となっています。



## (9) 現状のまとめと課題

### <子どもに関する状況>

- ・ ひとり親家庭の子どもは、小学校就学前が約 12%、小学生が約 32%、中学生が約 20%、高校生が約 27%となっており、親の子どもに関する悩みは5年前と同じく「教育・進学」と「しつけ」が多くなっています。
- ・ 親の子どもに関する最終進学目標は「大学」が約5割、「高校」が約3割となっています。「中学校、高校までの進学理由」は、「経済的な理由」が約5割を占めています。
- ・ 「子どもの育ち」に関し充実が望まれる施策は、「習い事、スポーツ少年団等に必要な費用の支援」が母子・父子世帯で約6割と最も多くなっています。
- ・ 離婚した際に養育費の取り決めがあったのは約6割で、そのうち文書による取り決めをした場合は養育費を受けている割合が約8割と高くなっています。

ひとり親家庭の子どもが、家庭環境にかかわらず健やかに成長することができるよう、多様な学びへの支援や子どもの生活向上のための支援、養育費確保のための支援の充実が必要です。

### <ひとり親の就業・子育ての状況>

- ・ ひとり親になった時の親の年齢は約5割が30歳代で、子どもは、小学校入学前が約5割、小学生が約3割と、約8割が小学生以下となっています。家族構成がひとり親と子のみの世帯は、母子世帯、父子世帯とも約6割となっています。
- ・ ひとり親の約9割が就業していますが、母親の約3割はパート等であり、就労収入は母子で200万円、父子で292万円と、県全体の平均勤労収入を母子世帯で約100万円、父子世帯で約200万円低くなっています。
- ・ ひとり親世帯全体の収入は母子で274万円、父子で359万円となっており、7割以上が現在の暮らしの状況を「大変苦しい」または「やや苦しい」と感じています。
- ・ 「親への就業、生活支援」に関し、充実が望まれる施策は「企業における子育てしやすい労働環境づくり」が56.1%、次いで「資格を取得する際の自己負担への支援」が43.9%となっています。

子育てをしながら就業し、生活を支えているひとり親が安心して働き、自立した生活を送ることができるよう、希望に応じたキャリア形成への支援や仕事と子育てが両立できるサービスの提供、生活安定のための経済的支援が必要です。

### <福祉施策の周知度>

- ・ 各種支援制度の利用状況では、「利用しているまたは利用したことがある」施策が「児童扶養手当」と「ひとり親家庭医療費助成」で約9割となっています。
- ・ 「制度または事業を知らない」世帯は平均で約5割となっている一方、「SNS（LINE 等）による行政からの積極的な情報発信」を望む母子・父子世帯が6割となっています。

ひとり親家庭に必要な情報が、適切な時期に確実に届くよう、SNS等を活用した支援制度の一層の周知と、相談しやすい体制づくりが必要です。

# 第4章 ひとり親家庭自立支援の基本的方針

## 1 基本理念

子どもの健やかな育ちを支えるとともに、ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

## 2 施策の基本的な方針

ひとり親家庭等の自立を支援するため、次の3つの項目を柱として、具体的な施策を推進します。

### (1) 子どもの育ちへの支援の充実

ひとり親家庭となり家庭環境が変化した子どもの健やかな育ちを支えるため、子どもが安心してすごせる居場所づくりの推進、多様な学びへの支援、進学のための経済的支援、養育費等の取り決めに促進します。

### (2) 子育てをしている親への就業・生活支援の充実

#### <就業支援>

ひとり親家庭等が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活ができるよう、ハローワークと連携した就業相談や企業への働きかけ、キャリア形成のための資格取得の促進等の就業支援を進めます。

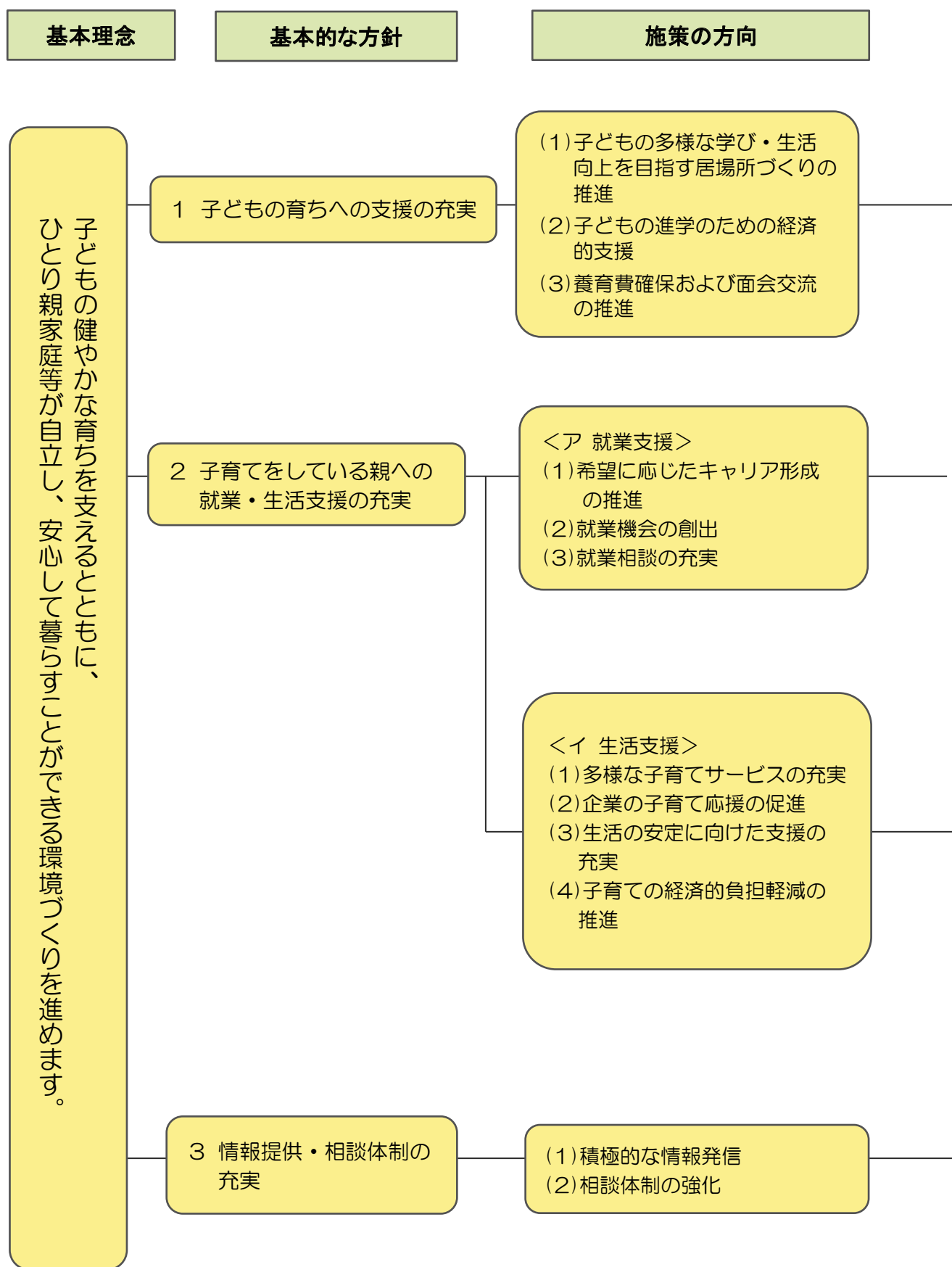
#### <生活支援>

ひとり親家庭等が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様な子育てサービスの提供など子育て支援の充実、生活の安定に向けた支援、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成など子育ての経済的負担軽減を行います。

### (3) 情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭等の子育てをはじめとした生活、就業等に関する様々な悩みについて、必要な時期に、必要な情報が行き届くよう、情報提供や相談体制を充実します。また、父子家庭への相談支援を強化します。

### 3 施策の体系



## 具体的施策

- 多様な学びへの支援
- 学習支援体制の充実
- 子どもの居場所づくりの推進
- ヤングケアラーの負担軽減を推進
- 経済的負担の大きい高校生を持つ世帯を支援
- 進学のための支援
- 養育費および面会交流の相談支援
- 養育費および面会交流に関する取り決めの促進
- 養育費および面会交流に関する啓発の推進

- 就職やキャリアアップにつながる資格や技能取得の支援
- 就業支援講習会・職業訓練の充実
- 県が実施する技能習得に関するその他の貸付制度の活用
- 学び直しへの支援
- ひとり親の雇用に関する事業者への働きかけ
- ひとり親の雇用に関する各種助成金制度の周知
- 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援
- 母子・父子自立支援プログラム策定員による就業支援
- 母子・父子自立支援員による就業支援
- ハローワーク等関係機関と連携した就業支援
- 生活困窮者自立支援制度による就労支援

- 日常生活のサポートの推進
- 安心して子どもを預けられる体制の充実
- 多様な保育サービスの充実
- こども家庭センター設置の推進
- 子育て親子の交流、育児相談の推進
- 心く育応援団「従業員応援企業」への支援
- 労働環境改善に向けた情報提供
- 住宅確保への支援
- 母子生活支援施設を活用した生活支援
- 各種手当の支給による支援
- 各種助成制度による支援
- その他の経済的支援制度による支援

- 丁寧で分かりやすい情報提供の推進
- 必要な情報を必要な時期に提供する発信力の向上
- 行政窓口等での情報提供
- 身近な地域活動者からの情報提供の充実
- 母子寡婦福祉連合会への支援
- 父子家庭への相談支援の強化
- 母子・父子自立支援員による相談事業の推進
- 母子・父子自立支援員等の資質向上のための研修の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等での相談体制の充実
- 子どもや女性に関する相談窓口の周知や相談体制の連携
- 配偶者暴力被害者支援センターでの相談体制の充実
- 各種相談・手続きの利便性の向上

## 第5章 具体的施策

### 1 子どもの育ちへの支援の充実

子どもの将来が、生まれ育った家庭の環境に左右されることがないように、多様な学びや生活向上を目指す居場所づくりの推進、進学のための経済的支援、養育費および面会交流に関する相談支援や啓発により、子どもの健全な育ちを支えます。

○達成を目指す目標

	令和3年度	令和9年度
子どもの居場所設置数※1	102	132

※1 ひとり親家庭児童の学習支援事業および生活困窮者自立支援制度における学習支援事業の会場数および子ども食堂等の開催箇所数

#### (1) 子どもの多様な学び・生活向上を目指す居場所づくりの推進

##### ① 多様な学びへの支援（実施主体：県、市）

習い事等への支援など、精神的な豊かさを育む多様な学びを支援します。

##### ② 学習支援体制の充実（実施主体：県、市）

地域の公民館等に学習の場を設け、大学生や教員OBなどの学習ボランティアによる学習会を行います。実施にあたっては、県と市が協力し、指導者確保への支援や会場数の増加など学習支援体制の更なる充実を図っていきます。

##### ③ 子どもの居場所づくりの推進（実施主体：県、市町、団体）

地域の大人達との交流や相談、学習の支援、食事の提供などを行うことができる子どもの居場所づくりを推進します。

##### ④ ヤングケアラーの負担軽減を推進（実施主体：県、市町）

オンラインとリアルによる交流や、福祉機関等適切な機関への繋ぎなどの支援を実施します。

## (2) 子どもの進学のための経済的支援

### ① 経済的負担の大きい高校生を持つ世帯を支援（実施主体：県・市町）

#### ◆高校生の通学費用に対する支援の実施（実施主体：市町）

経済的負担が大きい高校生を持つひとり親家庭の負担を軽減するため、通学費用（定期代）に対する助成を行います。（ひとり親家庭の子育て安心プラン事業）

#### ◆各種減免制度・奨学金制度の実施（実施主体：県、団体）

ひとり親家庭の所得状況に応じて、県立学校の授業料の減免を行います。また私立高等学校の行う授業料の減免に対する助成を併せて実施します。さらに、高校等で修学するための奨学金の貸与・給付を行うとともに、制度の周知を図ります。

##### ○福井県奨学育英基金貸付制度

教育の機会均等の趣旨に基づき、経済的に修学の困難な生徒が高校等で修学できるよう奨学金を貸与する制度

##### ○福井県高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与制度

教育の機会均等の趣旨に基づき、経済的に修学の困難な生徒が高等学校定時制課程および通信制課程で修学できるよう修学奨励金を貸与する制度

### ② 進学のための支援（実施主体：県）

#### ◆母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金、修学資金）の実施（実施主体：県）

ひとり親が扶養する子どもが高校や専修学校、大学などに就学するために必要な入学金・授業料などの資金の貸付を行います。

また、家庭の経済状況に関わらず、大学等に進学できるチャンスを確保できるよう、一定の要件を満たした大学等に通う学生に対し、給付型奨学金の支給や、授業料や入学金の減免を実施します。

○就学支度資金……就学・修業するために必要な資金を貸付 (R5.3月現在)

貸付限度額 64,300円～590,000円・償還期限 10年以内

○修学資金……修学に必要な授業料・書籍代等を貸付

貸付限度額 月額18,000円～183,000円・償還期限 10年以内



### (3) 養育費確保および面会交流の推進

#### ① 養育費および面会交流の相談支援（実施主体：県）

母子家庭等就業・自立支援センター（P43 参照）において、養育費や面会交流に関する相談に対応するとともに、法的措置を要する対応困難な事例については、弁護士による無料相談などを実施します。

#### ② 養育費および面会交流に関する取り決めの促進（実施主体：県）

養育費や面会交流に関する書面による取り決めに支援することにより、養育費の確保や面会交流を促進していきます。

#### ③ 養育費および面会交流に関する啓発の推進（実施主体：県、市町）

市町の福祉担当課等と連携し、児童扶養手当現況届の提出時など様々な機会において、情報提供を行います。また、母子・父子自立支援員（P42 参照）や女性相談員（P43 参照）が、地域の身近な相談員として対応できるよう、養育費や面会交流の取り決め手続き等に関する研修を継続的に実施します。

## 2 子育てをしている親への就業・生活支援の充実

### <就業支援>

ひとり親家庭が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格や技能の習得、個人の状況に応じた自立支援プログラム策定などの就業支援を進めます。

また、就労促進を図るため企業訪問を実施するなど、ハローワークとの連携を強化します。

### <生活支援>

ひとり親家庭が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、家事援助など生活面のサポート、延長保育など就労形態に応じた多様な保育サービスを充実します。

また、生活の安定が図られるよう、公営住宅等への入居支援などによる生活基盤の確保や、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の助成、病児・病後児保育等の利用料助成など経済的負担の軽減を図ります。

#### ○達成を目指す目標

	令和3年度	令和9年度
母子家庭等教育訓練給付金 受給者数（累計）	8名（3年度のみ）	55名

## ア 就業支援

### (1) 希望に応じたキャリア形成の推進

#### ① 就職やキャリアアップにつながる資格や技能取得の支援

（実施主体：県、市、団体）

#### ◆自立支援教育訓練給付金の支給（実施主体：県、市）

就職やキャリアアップにつながる資格や技能を習得するため、指定する教育訓練講座を受講する場合、受講料を補助します。

○対象者……児童扶養手当の支給所得水準の母子家庭の母および父子家庭の父（R5.3月現在）

○対象講座……雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

### ◆高等職業訓練促進給付金の支給（実施主体：県、市）

介護福祉士等の就職やキャリアアップにつながる資格や技能を習得するため、6ヵ月年以上養成機関で修業する場合、生活費を支給します。

- (R5.3月現在)
- 対象者……………児童扶養手当の支給所得水準の母子家庭の母または父子家庭の父であり、6ヵ月以上のカリキュラムの養成機関に通学して対象資格の取得が見込まれる者
  - 対象資格……………看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士など
  - 支給額……………（１）高等職業訓練促進給付金（支給期間は修業期間の全期間（上限3年））  
市町村民税非課税世帯月額10万円、課税世帯月額7万500円  
（２）高等職業訓練修了支援給付金  
市町村民税非課税世帯5万円、課税世帯2万5000円

### ◆ひとり親家庭職業訓練資金貸付金の支給（実施主体：団体）

高等職業訓練促進給付金を受給したひとり親が、養成機関に入学する際と養成機関を卒業し就職する場合に、入学準備金、就職準備金の貸付を行います。また、児童扶養手当受給者（同等の所得水準の者を含む）であって母子父子自立支援プログラムの策定を受け自立に向けて意欲的に取り組んでいる者に住宅支援資金を貸し付けます。

- (R5.3月現在)
- 対象者……………高等職業訓練促進給付金を受給しているひとり親
  - 貸付限度額……………（１）入学準備金 500,000円  
（２）就職準備金 200,000円  
（３）住宅支援資金 480,000円（最大月額40,000円、最大1年）
  - 償還期限……………4年以内（償還免除規定あり）

### ◆技能習得期間中の母子父子寡婦福祉資金貸付（技能習得資金・生活資金）の実施（実施主体：県）

ひとり親等が就職するために必要な技能を習得する場合、技能習得資金や生活資金の貸付を行います。

- (R5.3月現在)
- 技能習得資金……………知識技能の習得費用を貸付  
貸付限度額月額 68,000円・貸付期間5年以内・償還期限10年以内
  - 生活資金……………知識技能の習得期間中の生活費を貸付  
貸付限度額月額 141,000円・貸付期間5年以内・償還期限10年以内

## ② 就業支援講習会・職業訓練の充実（実施主体：国、県）

### ◆就業支援講習会（実施主体：県）

働きながらキャリアアップできるよう、受講しやすい土日に介護やパソコンなど就業につながる技能、資格取得のための就業支援講習会を実施します。

利用者ニーズに応じて講習科目を見直すとともに、技能の習得と子育てを両立することができるよう、講習受講中の託児サービスを実施します。

### ◆託児サービス付き短時間職業訓練の実施（実施主体：国）

母子家庭の母等向けの託児サービス付き短時間職業訓練を実施します。

また、雇用保険の受給資格者で、ハローワークに求職申込みを行った上で講習の受講あっせんを受けた方については、受講期間中に各種訓練手当を支給して、ひとり親の職業能力の向上を支援していきます。

## ③ 県が実施する技能習得に関するその他の貸付制度の活用（実施主体：県、団体）

(R5.3月現在)

### ○福井県介護福祉士等修学資金貸付制度

県内において介護等の業務に従事する介護福祉士および相談援助業務に従事する社会福祉士の充実に資することを目的に、介護福祉士または社会福祉士の養成施設に在学する者に修学資金の貸付を行う制度（償還免除規定あり）

### ○福井県福祉系高校修学資金貸付制度

県内の若者の介護・福祉分野への参入促進、地域の介護人材の育成および確保ならびに定着を支援することを目的に、福祉系高校に在学し介護福祉士資格の取得を目指す生徒に修学資金の貸付を行う制度（償還免除規定あり）

### ○福井県保育士修学資金貸付制度・福井県保育士就職準備金貸付制度

県内において保育人材の確保と福祉の増進を図ることを目的に、保育士養成施設に在学する者に修学資金を貸与するほか、再就職を希望する保育士有資格者に対し、就職に必要な資金の貸付を行う制度（償還免除規定あり）

## ④ 学び直しへの支援（実施主体：県）

ひとり親およびその児童が、学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講した場合、費用の一部を支給します。

## (2) 就業機会の創出

### ① ひとり親の雇用に関する事業主への働きかけ（実施主体：県）

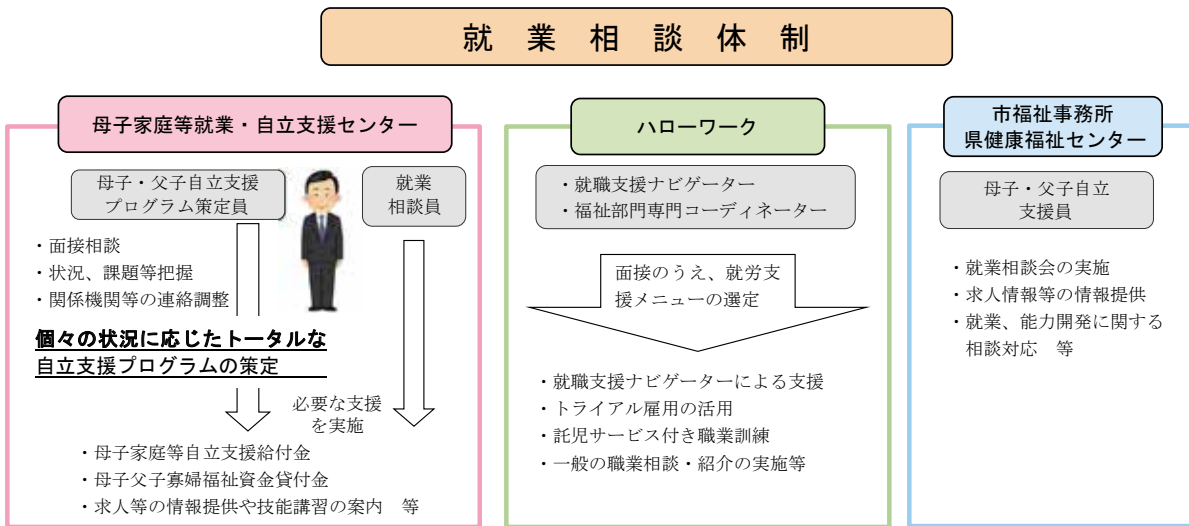
ひとり親の就業を促進するため民間事業者に対して理解と協力を求めます。

また、母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員や母子・父子自立支援プログラム策定員とともに雇用を働きかけます。

### ② ひとり親の雇用に関する各種助成金制度の周知（実施主体：国、県、市町）

ひとり親の雇用に際し、事業主に対して各種の助成金制度も併せて周知を図り、その活用を推進していきます。

## (3) 就業相談の充実



### ① 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援（実施主体：県）

母子家庭等就業・自立支援センターに就業相談員および母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、センターでの相談のほか、県内各地を巡回しながら就業相談に応じ、家庭の状況・職業適性・就業適性等を把握したうえで、求人等の情報提供や技能講習の案内等必要な助言を行い、求職活動を支援していきます。

### ② 母子・父子自立支援プログラム策定員による就業支援（実施主体：県）

母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子自立支援員等と連携し、職業能力開発や資格取得へのアドバイス、就業に向けた支援など個々の状況に応じたトータルな自立支援計画を策定します。

また、必要に応じて、当該計画に基づきハローワークに就業支援要請を行い、自立に至るまでの一貫した支援を実施します。

**③ 母子・父子自立支援員による就業支援（実施主体：県、市）**

母子・父子自立支援員が、日常の相談業務や定期的な就業相談会の開催など様々な機会を捉えて、母子家庭等就業・自立支援センター、県内6か所のハローワークやそのうち2か所のハローワークに設置されているマザーズコーナー等と連携し、求人情報や各種助成制度の提供、就業・能力開発に関する相談等に対応します。

**④ ハローワーク等関係機関と連携した就業支援（実施主体：国、県、市町）**

児童扶養手当受給者の就労支援については、国・県・市町の福祉部門と雇用部門等関係各機関が、就労支援における役割分担と連携方法を明確にし、効果的な就業支援を実施します。

また、母子・父子自立支援プログラム策定員や母子・父子自立支援員等とハローワークの就職支援ナビゲーター等との日常的な連携に努めます。

**⑤ 生活困窮者自立支援制度による就労支援（実施主体：県、市）**

仕事が見つからない、社会に出るのが怖い、病気で働けないなど、様々な理由で就業ができない方に対し、個々の状況に応じた問題を解決するためのプランを作成し、就労支援員が寄り添いながらハローワーク等の関係機関や各分野の支援事業も活用して経済的自立を目指します。

## イ 生活支援

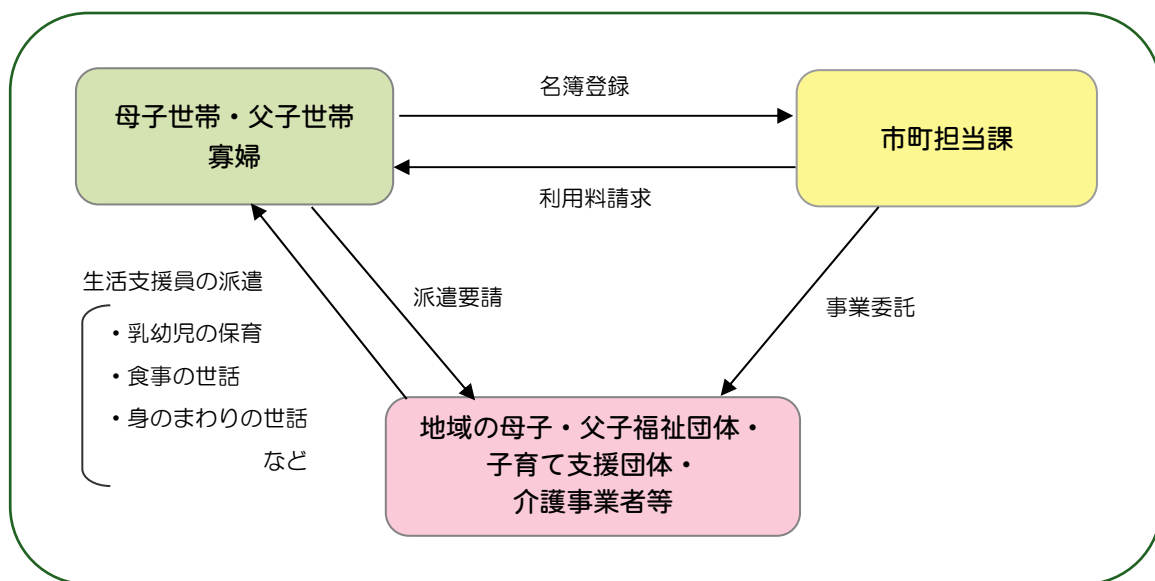
### (1) 多様な子育てサービスの充実

#### ① 日常生活のサポートの推進（実施主体：市町）

##### ◆母子家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭等に家事・育児等の日常生活について支援が必要な場合に、各市町が生活支援員の派遣を行い、日常生活のサポートを行います。

支援を必要とするひとり親家庭等が身近な地域で制度が利用できるよう、事業の実施を市町へ働きかけていきます。



##### ◆すみずみ子育てサポート事業の実施（実施主体：市町）

保護者の病気や冠婚葬祭等で一時的に子育てに対する支援が必要となった場合に、一時預かりや家事援助など、ニーズに柔軟に対応し子育てをサポートします。

#### ② 安心して子どもを預けられる体制の充実

##### ◆保育所等優先入所の推進と保育料減免の実施（実施主体：市町）

ひとり親家庭をめぐる就職環境が厳しいことを踏まえ、就業や求職活動、職業訓練のため、ひとり親家庭の子どもが保育所等へ優先的に入所できるよう引き続き市町と協力して実施します。

また、ひとり親家庭の子どもの保育料について所得に応じて減免を実施します。

##### ◆放課後児童クラブの優先的利用（実施主体：市町）

子どもの健全育成と仕事の両立を目的とした放課後児童クラブを、ひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるよう引き続き市町と協力して実施します。

### ◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施 （実施主体：市町）

保護者の病気や育児疲れ、恒常的な残業等により、日中や夜間に、一時的に家庭において子どもを養育することが困難な場合に、児童養護施設や里親宅において子どもを預かるショートステイやトワイライトステイを実施します。

### ③ 多様な保育サービスの充実（実施主体：市町）

子育ての負担軽減と子どもを預けやすく働きやすい環境づくりのため、様々な保育サービスを充実します。

- 延長保育 ……対象児童の認定利用時間を超えて保育を実施
- 休日・夜間保育 ……保護者の勤務状況等により、日曜・祝日等の休日や夜間に保育を必要とする子どもを対象に保育を実施
- 一時預かり保育 ……一時的・緊急的に児童の保育が必要な場合に保育を実施
- 病児・病後児保育 ……児童が急な病気となり、集団保育や家庭での保育ができない場合に一時的に保育を実施

### ④ こども家庭センター設置の推進（実施主体：市町）

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターの設置を推進します。

### ⑤ 子育て親子の交流、育児相談の推進（実施主体：市町）

地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば等）において、子育て中の親子の交流促進や育児相談、子育て支援の情報提供などを実施します。

## （2）企業の子育て応援の促進

### ① ふく育応援団「従業員応援企業」への支援（実施主体：県）

従業員の仕事と妊娠、出産または子育ての両立支援のための職場環境づくりに取り組んでいるふく育応援団「従業員応援企業」を積極的に支援します。

### ② 労働環境改善に向けた情報提供（実施主体：県）

企業に対して、様々な工夫により労働環境を改善するために必要な情報提供を行います。



### (3) 生活の安定に向けた支援の充実

#### ① 住宅確保への支援

##### ◆公営住宅への入居支援の実施（実施主体：県、市町）

ひとり親家庭（配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している世帯を含む。）や高齢者、障害者等であって住宅に困窮する者に対し、県営住宅の募集にあたって優先入居を実施します。

また、市町に対しても、ひとり親家庭を対象とした公営住宅の優先入居について働きかけます。

##### ◆民間賃貸住宅への入居支援の実施（実施主体：県、市町、団体）

民間賃貸住宅の空き室等を活用した、子育て世帯などの入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする「住宅セーフティネット制度」の活用を推進し、子育て世帯等が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

##### ◆母子父子寡婦福祉資金貸付（住宅資金・転宅資金）の実施（実施主体：県）

ひとり親等が住宅を建築（購入・補修・保全・改築・増築）する場合や転居する場合に、住宅資金や転宅資金の貸付を行います。

- 住宅資金……………住宅の建築（購入・補修・保全・改築・増築）資金を貸付 (R5.3月現在)  
貸付限度額150万円・据置期間6か月・償還期限6年以内
- 転宅資金……………住居を移転するため住居の賃借に際し必要な資金を貸付  
貸付限度額 26万円・据置期間6か月・償還期限3年以内

#### ② 母子生活支援施設を活用した生活支援（実施主体：県、市）

経済的な困窮やDV等を受けていることにより子育てが困難になった母子家庭に対し、母子生活支援施設において居住の場とともに精神的に安定できる環境を提供し、生活や養育上の支援を総合的に実施します。

### (4) 子育ての経済的負担軽減の推進

#### ① 各種手当の支給による支援

##### ◆児童扶養手当の適正な支給（実施主体：県、市町）

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、市町と連携して児童扶養手当の制度の周知を進めるとともに、適正な支給を行います。

- 支給対象……………父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降の<sup>(R5.3月現在)</sup>  
最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね中度以上の障害を持つ児童の場合は、20歳未満）を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父または養育者（祖父母など）
- 手当の額……………第1子 所得に応じて月額43,070円～10,160円を支給  
第2子 // 月額10,170円～5,090円を支給  
第3子以降 // 月額6,100円～3,050円を支給  
※前年の所得が一定の額以上の場合には支給停止となる。

#### ◆高校生の通学費用に対する支援の実施（再掲）（実施主体：市町）

経済的負担が大きい高校生を持つひとり親家庭の負担を軽減するため、通学費用（定期代）に対する助成を行います。（ひとり親家庭の子育て安心プラン事業）

#### ◆交通災害等遺児就学支度金支給事業の実施（実施主体：県）

交通事故や病気等により保護者を失った遺児の修学の安定と福祉の増進を図るため、就学支度金を支給します。

#### ◆児童手当の支給（実施主体：市町）

家庭の生活安定と次代を担う児童の健やかな成長を図るため、中学校3年生まで児童手当を支給します。

#### ◆子だくさんふくいプロジェクトの実施（実施主体：市町）

様々な子育て世帯へのきめ細かな支援を行うため、在宅育児応援手当の支給や第2子以降の保育料の無償化や軽減を行います。

### ② 各種助成制度による支援

#### ◆ひとり親家庭医療費助成事業の実施（実施主体：市町）

ひとり親家庭における疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減を目的として、ひとり親およびその20歳未満の子どもについて医療費の自己負担分を助成します。

#### ◆病児・病後児保育、放課後児童クラブ利用料に対する支援の実施 （実施主体：市町）

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育や放課後児童クラブの利用料に対する助成を行います。（ひとり親家庭の子育て安心プラン事業）

#### ◆子ども医療費助成事業の実施（実施主体：市町）

すべての家庭の子どもの疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減を目的とした子ども医療費助成について、現物給付を行います。

### ③ その他の経済的支援制度による支援

#### ◆母子父子寡婦福祉資金貸付の実施（実施主体：県）

ひとり親家庭等に対し、市福祉事務所および県健康福祉センターの窓口において、修学資金等の母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行い、利用者の立場に立った適正な貸付を行います。

##### 【母子父子寡婦福祉貸付資金種類】

- |         |         |       |         |
|---------|---------|-------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 | ③修学資金 | ④技能習得資金 |
| ⑤修業資金   | ⑥転宅資金   | ⑦住宅資金 | ⑧就職支度資金 |
| ⑨就学支度資金 | ⑩結婚資金   | ⑪生活資金 | ⑫医療介護資金 |

### 3 情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活、就業等に関する各種支援制度をSNS等を活用し、一層周知していく他、ひとり親が相談しやすい体制を整えるなど情報提供や相談体制を充実します。

#### ○達成を目指す目標

制度の周知（認知度）	令和4年度	令和9年度
ひとり親家庭等の学習支援事業	65.2%	80%
福井県母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談	69.6%	
母子父子寡婦福祉資金貸付	52.4%	

#### (1) 積極的な情報発信

##### ① 丁寧で分かりやすい情報提供の推進（実施主体：県）

子どもの年齢別や小学校入学、ひとり親の就業など生活シーンに応じた支援について県のホームページにおいて分かりやすく紹介します。

また、ひとり親家庭への各種支援制度の更なる周知を図るため、ひとり親家庭を対象とした支援制度説明会やひとり親家庭同士が悩みの相談や情報交換を行う交流会を開催します。

##### ② 必要な情報を必要な時期に提供する発信力の向上（実施主体：県、市町）

必要な情報が、必要な時期にひとり親に届けられるようにSNS等を活用した積極的な情報発信を行います。

##### ③ 行政窓口等での情報提供（実施主体：県、市町）

ひとり親家庭となった場合、速やかに支援制度の情報を提供できるよう、市町住民担当課の窓口からひとり親家庭福祉担当課へつなぐなど、関係部署との連携を市町に働きかけていきます。

また、児童扶養手当の現況届やひとり親家庭医療費助成受給資格の更新等の機会に併せ、子育てや就業支援等に関する施策を紹介したパンフレットの配布や市町の広報誌を活用し、ひとり親家庭の自立支援に関する制度の周知と利用促進に努めます。さらに、小中学校の進学説明会などの機会をとらえて福祉施策や就学援助制度を説明するなど、関係機関が協力して情報提供の機会を増やすよう努めます。

#### ④ 身近な地域活動者からの情報提供の充実（実施主体：県、団体）

母子寡婦福祉連合会や民生委員・児童委員を通じて、ひとり親家庭に対する子育てや就業支援等の施策の周知を図ります。併せて、母子寡婦福祉連合会や民生委員・児童委員が適切な情報発信が行えるよう情報提供を行い、ひとり親家庭施策に関する情報発信の充実を図ります。

#### ⑤ 母子寡婦福祉連合会への支援（実施主体：県）

母子寡婦福祉連合会の実施する事業について支援を行うほか、協働してひとり親家庭に対する支援および施策の周知を図ります。

ひとり親家庭同士の情報交換会やひとり親家庭の子どもの交流事業などの機会を通して、仲間同士のコミュニケーションを広げ、制度を周知していきます。

### （２）相談体制の強化

#### ① 父子家庭への相談支援の強化（実施主体：県）

父子家庭は、子どもの健康や食事、栄養などの悩みについて相談できない傾向があるため、父子家庭に特化した相談窓口を設置するなど支援体制を強化します。

#### ② 母子・父子自立支援員による相談事業の推進（実施主体：県、市）

ひとり親家庭に対する総合的な相談窓口として、市福祉事務所および県健康福祉センターに配置する母子・父子自立支援員が、その自立のために必要な情報提供を行うとともに様々な相談に応じます。

##### 母子・父子自立支援員

（市福祉事務所および県健康福祉センターに配置）

- 支援内容……①住宅、子育て、就業や家庭紛争、結婚などの生活一般についての相談支援  
②職業能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供  
③児童扶養手当の受給や養育費、教育費などの経済上の諸問題に関する相談支援

#### ③ 母子・父子自立支援員等の資質向上のための研修の実施（実施主体：県）

母子・父子自立支援員や県および市町担当職員が、ひとり親家庭の自立支援に向けて、適切かつ効果的に相談を行えるよう、各種研修の実施や派遣などの機会を提供することにより相談体制の充実を図ります。

#### ④ 母子家庭等就業・自立支援センター等での相談体制の充実（実施主体：県）

母子家庭等就業・自立支援センターに配置する就業相談員、母子・父子自立支援プログラム策定員および養育費専門相談員と関係機関との連携を図り、母子家庭の母等の就業や養育費の確保についての相談・助言を行います。

また、巡回による就業相談会の開催や、センターの利用時間の延長、土日祝日の相談対応など、相談者の利便性の向上を図ります。

(R5.3月現在)

**福井県母子家庭等就業・自立支援センター**

福井市光陽2丁目3-22（一財）福井県母子寡婦福祉連合会内）  
Tel 0776-21-0733

月～金 9:00～16:00  
（祝日・年末年始を除く）（火曜日は20:00まで）

○支援内容……①就業相談員や母子・父子自立支援プログラム策定員による就業相談  
②就業支援講習会の開催  
③養育費専門相談員による養育費相談

**⑤ 子どもや女性に関する相談窓口の周知や相談体制の連携（実施主体：県、市町）**

子どもの養育に関する専門的な相談窓口や、離婚問題を含む女性に関する相談窓口の周知を行い、必要に応じ市福祉事務所および県健康福祉センターに配置されている家庭相談員や女性相談員と連携を図ります。

**家庭相談員**  
（市福祉事務所および県健康福祉センターに配置）

○支援内容……不登校、家族関係、生活習慣、発達、非行などの問題を抱える児童の保護者に対する相談支援

**女性相談員**  
（総合福祉相談所および県健康福祉センターに配置）

○支援内容……家庭的、社会的な問題を抱えている女性に対する問題解決のための相談支援

**⑥ 配偶者暴力被害者支援センターでの相談体制の充実（実施主体：県、市町）**

配偶者からの暴力による被害者の相談、保護、自立支援等を適切かつ迅速に進めるため、夜間・休日における相談業務を引き続き実施するとともに、警察等関係機関との連携を実施します。

**配偶者暴力被害者支援センター**  
（生活学習館（ユ一・アイふくい）、総合福祉相談所、県健康福祉センター内）

○支援内容……配偶者暴力を受けた被害者の方の相談、保護、自立支援

**⑦ 各種相談・手続きの利便性の向上（実施主体：県、市町）**

ひとり親家庭に関する相談や児童扶養手当の現況届、ひとり親家庭等医療費助成受給資格の更新等の手続きに関して、利用者の利便性を考慮し、受付時間の延長や休日の受付などにも対応できるよう市町に働きかけ、各種相談・手続きの利便性の向上に努めます。



# 資料編





# 令和4年度福井県ひとり親家庭実態調査報告 目次

I	調査の概要	47
II	調査結果一覧	
	A. 本人と家族の状況	
1	世帯種別回答者数	48
2	市町別回答者数	48
3	調査時点の本人の年齢	48
4	ひとり親になった理由	49
5-1	ひとり親になった時の親の年齢	49
5-2	ひとり親になった時の子どもの状況	49
6	家族構成	49
7	調査時点の子どもの状況（20歳未満）	50
	B. 住居の状況	
8	住居の状況	51
9	公営住宅の入居希望	51
	C. 就労状況等	
10	ひとり親になる前の就労形態	51
11	ひとり親になったことを契機とした転職の有無	51
12	ひとり親になったことを契機とした転職の理由	52
13	現在の就労形態	52
14	現在の親の職業	53
15	現在の転職希望の有無	53
16	現在の転職希望の理由	53
17	不就業者の就業希望の有無	54
18	就職希望者が就職していない（できない）理由	54
19	社会保険の加入状況	54
20	所有している資格	55
21	身につけたい資格・技術（二つまで選択）	55
	D. 収入の状況	
22	世帯全体の主な収入源（二つまで選択）	56
23	本人の年間就労収入（就労による収入の税金・社会保険料差引前）	56
24	世帯の年間収入（同居の親族等の収入も含めた世帯の収入）	56
25	現在の暮らしの状況	57

## E. 養育費・面会交流

26	養育費の取り決め状況	57
27	養育費の受給状況	57
28	養育費の額	57
29	養育費の取り決めをしていない理由	58
30	面会交流の取り決め状況	58
31	面会交流の実施状況	58
32	面会交流の実施頻度	59
33	面会交流の取り決めをしていない理由	59

## F. 困りごと、悩みごと等

34	子どもについての悩み	60
35	ひとり親自身についての悩み	60
36	ひとり親自身の将来についての悩み	61
37	ひとり親自身の相談相手	61
38	困ったときの相談方法	62
39	子どもの最終進学目標	62
40	中学校、高校までの進学理由	62
41	ひとり親自身の最終学歴	62

## G. 子どもの学習状況

42	ひとり親家庭学習支援事業の利用状況	63
43	子どもの放課後の過ごし方（小中学生のみ）	63
44	スポーツ少年団・習い事参加状況	63
45	習い事について	64
46	習い事をしていない理由	64

## H. 福祉政策

47	ひとり親家庭支援制度の利用状況	65
48	支援制度の情報の入手方法	69
49	効果的だと思う周知方法	69
50	充実が望まれる施策	70

# 令和4年度福井県ひとり親家庭実態調査概要

## 1 調査目的

福井県内における母子世帯、父子世帯および一人暮らしの寡婦の生活の実態を把し、「福井県ひとり親家庭自立支援計画」改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の実施主体

福井県

## 3 調査の協力機関

市町

## 4 調査の対象者

福井県内に居住する母子世帯、父子世帯および寡婦

令和4年3月31日現在の児童扶養手当受給世帯から市町ごとに母子世帯は半数、父子世帯は全数、寡婦は、一般財団法人福井県母子寡婦福祉連合会（以下、母子連）の会員等から無作為抽出した世帯を調査対象とする。

## 5 調査方法

令和4年7～8月にかけて、調査票と返信用封筒を県（町分）、市および母子連が対象者に郵送または手渡しする。対象者は、調査票を郵送または、依頼文に記載されたQRコードから、Webにより回答

## 6 調査基準日

令和4年8月1日

## 7 調査対象数と調査票の回収状況

世帯区分	対象世帯数 (世帯)	調査対象者数 (調査票配布数) (件)	調査票回収数 (件)	回収率
母子世帯	4,256	2,128	510	24.0%
父子世帯	251	251	58	23.1%
一人暮らしの寡婦	635	635	183	28.8%
合計	5,142	3,014	751	24.9%

# 令和4年度福井県ひとり親家庭実態調査結果一覧

<結果一覧について>

- ・「実数（有効回答数）」は、「不詳」となる回答（無記入、無効回答など）がある調査票を除いた、有効な調査票の数を表している。
- ・「構成比・割合」は、「実数（有効回答数）」を分母とした値を表している。
- ・「構成比・割合」は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

## A. 本人と家族の状況

### 1 世帯種別回答者数

	母子	父子	母子+父子	寡婦	合計
総数	510	58	568	183	751

### 2 市町別回答者数

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	510	54	564	182	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福井市	75	4	79	8	14.7%	7.4%	14.0%	4.4%
敦賀市	36	2	38	13	7.1%	3.7%	6.7%	7.1%
小浜市	40	6	46	21	7.8%	11.1%	8.2%	11.5%
大野市	37	1	38	24	7.3%	1.9%	6.7%	13.2%
勝山市	19	0	19	0	3.7%	0.0%	3.4%	0.0%
鯖江市	62	7	69	18	12.2%	13.0%	12.2%	9.9%
あわら市	18	1	19	12	3.5%	1.9%	3.4%	6.6%
越前市	59	4	63	31	11.6%	7.4%	11.2%	17.0%
坂井市	8	0	8	9	1.6%	0.0%	1.4%	4.9%
永平寺町	27	3	30	10	5.3%	5.6%	5.3%	5.5%
池田町	3	0	3	0	0.6%	0.0%	0.5%	0.0%
南越前町	18	2	20	8	3.5%	3.7%	3.5%	4.4%
越前町	41	6	47	8	8.0%	11.1%	8.3%	4.4%
美浜町	13	3	16	0	2.5%	5.6%	2.8%	0.0%
高浜町	20	6	26	7	3.9%	11.1%	4.6%	3.8%
おおい町	13	3	16	6	2.5%	5.6%	2.8%	3.3%
若狭町	21	6	27	7	4.1%	11.1%	4.8%	3.8%

### 3 調査時点の本人の年齢

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	510	53	563	183	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
20歳未満	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20歳代	21	0	21	0	4.1%	0.0%	3.7%	0.0%
30歳代	171	7	178	1	33.5%	13.2%	31.6%	0.5%
40歳代	263	23	286	3	51.6%	43.4%	50.8%	1.6%
50歳代	47	14	61	15	9.2%	26.4%	10.8%	8.2%
60歳以上	8	9	17	164	1.6%	17.0%	3.0%	89.6%
平均年齢	42.1	49.7	42.8	63.7				

#### 4 ひとり親になった理由

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>508</b>	<b>53</b>	<b>561</b>	<b>179</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
死別	19	7	26	121	3.7%	13.2%	4.6%	67.6%
生別	489	46	535	58	96.3%	86.8%	95.4%	32.4%
離婚	434	44	478	54	85.4%	83.0%	85.2%	30.2%
未婚	43	0	43	0	8.5%	0.0%	7.7%	0.0%
その他	12	2	14	4	2.4%	3.8%	2.5%	2.2%

#### 5-1 ひとり親になった時の親の年齢

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>509</b>	<b>53</b>	<b>562</b>	<b>183</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
20歳未満	6	0	6	1	1.2%	0.0%	1.1%	0.5%
20歳代	128	4	132	22	25.1%	7.5%	23.5%	12.0%
30歳代	259	21	280	68	50.9%	39.6%	49.8%	37.2%
40歳代	112	16	128	46	22.0%	30.2%	22.8%	25.1%
50歳代	4	8	12	19	0.8%	15.1%	2.1%	10.4%
60歳以上	0	4	4	27	0.0%	7.5%	0.7%	14.8%
平均年齢	34.6	42.5	35.4	42.7				

#### 5-2 ひとり親になった時の子どもの状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数（回答者の子どもの数の合計）…A</b>	<b>919</b>	<b>99</b>	<b>1,018</b>	<b>337</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
小学校入学前	446	34	480	104	48.5%	34.3%	47.2%	30.9%
小学生	297	30	327	98	32.3%	30.3%	32.1%	29.1%
中学生	83	19	102	37	9.0%	19.2%	10.0%	11.0%
高校生・高等専門学校生	60	11	71	28	6.5%	11.1%	7.0%	8.3%
専修学校	3	1	4	2	0.3%	1.0%	0.4%	0.6%
短大・大学	14	1	15	9	1.5%	1.0%	1.5%	2.7%
就労	10	2	12	51	1.1%	2.0%	1.2%	15.1%
その他	6	1	7	8	0.7%	1.0%	0.7%	2.4%
<b>総数（子どもの数別世帯数）…B</b>	<b>503</b>	<b>50</b>	<b>553</b>	<b>158</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
1人	203	16	219	35	40.4%	32.0%	39.6%	22.2%
2人	204	21	225	72	40.6%	42.0%	40.7%	45.6%
3人	81	11	92	47	16.1%	22.0%	16.6%	29.7%
4人以上	15	2	17	4	3.0%	4.0%	3.1%	2.5%
1世帯当たりの子どもの数平均…A/B	1.8	2.0	1.8	2.1				

#### 6 家族構成

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>507</b>	<b>49</b>	<b>556</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
母子（父子）のみ	321	28	349		63.3%	57.1%	62.8%	
実父母と同居	167	18	185		32.9%	36.7%	33.3%	
その他	19	3	22		3.7%	6.1%	4.0%	

## 7 調査時点の子どもの状況（20歳未満）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数（回答者の子どもの数の合計）…A</b>	<b>862</b>	<b>76</b>	<b>938</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
小学校入学前	106	3	109		12.3%	3.9%	11.6%	
小学生	280	19	299		32.5%	25.0%	31.9%	
中学生	165	18	183		19.1%	23.7%	19.5%	
高校生・高等専門学校生	229	28	257		26.6%	36.8%	27.4%	
専修学校	9	0	9		1.0%	0.0%	1.0%	
短大・大学	30	2	32		3.5%	2.6%	3.4%	
就労	36	6	42		4.2%	7.9%	4.5%	
その他	7	0	7		0.8%	0.0%	0.7%	
<b>総数（子どもの数別世帯数）…B</b>	<b>562</b>	<b>54</b>	<b>616</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
1人	333	36	369		59.3%	66.7%	59.9%	
2人	165	14	179		29.4%	25.9%	29.1%	
3人	55	4	59		9.8%	7.4%	9.6%	
4人以上	9	0	9		1.6%	0.0%	1.5%	
<b>1世帯当たりの子どもの数平均…A/B</b>	<b>1.5</b>	<b>1.4</b>	<b>1.5</b>					

## B. 住居の状況

### 8 住居の状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>510</b>	<b>53</b>	<b>563</b>	<b>173</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
持ち家（本人名義）	103	35	138	133	20.2%	66.0%	24.5%	76.9%
公営住宅	82	0	82	12	16.1%	0.0%	14.6%	6.9%
社宅・公舎	4	1	5	0	0.8%	1.9%	0.9%	0.0%
民間の借家・アパート・賃貸マンション	121	4	125	1	23.7%	7.5%	22.2%	0.6%
同居（実家等）	157	11	168	13	30.8%	20.8%	29.8%	7.5%
その他	43	2	45	14	8.4%	3.8%	8.0%	8.1%

### 9 公営住宅の入居希望

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>398</b>	<b>43</b>	<b>441</b>	<b>84</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
希望する（応募した経験あり）	25	1	26	1	6.3%	2.3%	5.9%	1.2%
希望する（応募した経験なし）	66	5	71	1	16.6%	11.6%	16.1%	1.2%
希望しない	307	37	344	82	77.1%	86.0%	78.0%	97.6%

## C. 就労状況等

### 10 ひとり親になる前の就労形態

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>507</b>	<b>56</b>	<b>563</b>	<b>173</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
就労	436	54	490	144	86.0%	96.4%	87.0%	83.2%
正規の職員・従業員	178	38	216	72	35.1%	67.9%	38.4%	41.6%
労働者派遣会社の派遣社員	18	2	20	1	3.6%	3.6%	3.6%	0.6%
パート・アルバイト等	201	1	202	29	39.6%	1.8%	35.9%	16.8%
会社などの役員	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
自営業	14	9	23	24	2.8%	16.1%	4.1%	13.9%
家族従事者	14	1	15	14	2.8%	1.8%	2.7%	8.1%
その他	11	3	14	3	2.2%	5.4%	2.5%	1.7%
就労していない	71	2	73	29	14.0%	3.6%	13.0%	16.8%

### 11 ひとり親になったことを契機とした転職の有無

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>429</b>	<b>53</b>	<b>482</b>	<b>121</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
転職した	179	10	189	39	41.7%	18.9%	39.2%	32.2%
転職していない	250	43	293	82	58.3%	81.1%	60.8%	67.8%



### 12 ひとり親になったことを契機とした転職の理由（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt; 総数</b>	<b>181</b>	<b>10</b>	<b>191</b>	<b>39</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
収入がよくない	93	4	97	13	51.4%	40.0%	50.8%	33.3%
勤め先が自宅から遠い	53	0	53	8	29.3%	0.0%	27.7%	20.5%
健康がすぐれない	16	1	17	2	8.8%	10.0%	8.9%	5.1%
仕事の内容がよくない	20	2	22	3	11.0%	20.0%	11.5%	7.7%
職場環境になじめない	9	3	12	4	5.0%	30.0%	6.3%	10.3%
労働時間があわない	61	4	65	6	33.7%	40.0%	34.0%	15.4%
社会保険がない又は不十分	17	0	17	6	9.4%	0.0%	8.9%	15.4%
休みが少ない	22	3	25	4	12.2%	30.0%	13.1%	10.3%
身分が安定していない	17	0	17	6	9.4%	0.0%	8.9%	15.4%
経験や能力が発揮できない	7	0	7	0	3.9%	0.0%	3.7%	0.0%
自営業等であったが離婚したため	11	2	13	7	6.1%	20.0%	6.8%	17.9%
その他	31	3	34	9	17.1%	30.0%	17.8%	23.1%
<b>&lt;最大の理由&gt; 総数</b>	<b>179</b>	<b>10</b>	<b>189</b>	<b>36</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
収入がよくない	68	3	71	8	38.0%	30.0%	37.6%	22.2%
勤め先が自宅から遠い	24	0	24	2	13.4%	0.0%	12.7%	5.6%
健康がすぐれない	7	1	8	0	3.9%	10.0%	4.2%	0.0%
仕事の内容がよくない	6	0	6	1	3.4%	0.0%	3.2%	2.8%
職場環境になじめない	3	1	4	1	1.7%	10.0%	2.1%	2.8%
労働時間があわない	27	1	28	4	15.1%	10.0%	14.8%	11.1%
社会保険がない又は不十分	3	0	3	4	1.7%	0.0%	1.6%	11.1%
休みが少ない	4	0	4	1	2.2%	0.0%	2.1%	2.8%
身分が安定していない	2	0	2	2	1.1%	0.0%	1.1%	5.6%
経験や能力が発揮できない	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%
自営業等であったが離婚したため	9	1	10	6	5.0%	10.0%	5.3%	16.7%
その他	26	3	29	6	14.5%	30.0%	15.3%	16.7%

### 13 現在の就労形態

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>506</b>	<b>54</b>	<b>560</b>	<b>157</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
就労	488	46	534	89	96.4%	85.2%	95.4%	56.7%
正規の職員・従業員	270	34	304	13	53.4%	63.0%	54.3%	8.3%
労働者派遣会社の派遣社員	19	0	19	3	3.8%	0.0%	3.4%	1.9%
パート・アルバイト等	162	2	164	49	32.0%	3.7%	29.3%	31.2%
会社などの役員	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
自営業	20	7	27	7	4.0%	13.0%	4.8%	4.5%
家族従事者	1	0	1	2	0.2%	0.0%	0.2%	1.3%
その他	16	3	19	14	3.2%	5.6%	3.4%	8.9%
就労していない	18	8	26	68	3.6%	14.8%	4.6%	43.3%

## 14 現在の親の職業

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>486</b>	<b>46</b>	<b>532</b>	<b>79</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
専門的技術的職業従事者	78	4	82	11	16.0%	8.7%	15.4%	13.9%
管理的職業従事者	1	0	1	2	0.2%	0.0%	0.2%	2.5%
事務従事者	128	6	134	12	26.3%	13.0%	25.2%	15.2%
販売従事者	58	4	62	6	11.9%	8.7%	11.7%	7.6%
農林・漁業従事者	5	2	7	2	1.0%	4.3%	1.3%	2.5%
保安職業従事者	0	1	1	0	0.0%	2.2%	0.2%	0.0%
生産工程従事者	84	5	89	4	17.3%	10.9%	16.7%	5.1%
輸送・機械運転従事者	3	3	6	0	0.6%	6.5%	1.1%	0.0%
建設・採掘従事者	4	5	9	1	0.8%	10.9%	1.7%	1.3%
運搬・清掃・包装等従事者	6	4	10	9	1.2%	8.7%	1.9%	11.4%
サービス職業従事者	76	6	82	20	15.6%	13.0%	15.4%	25.3%
その他の就業者	43	6	49	12	8.8%	13.0%	9.2%	15.2%

## 15 現在の転職希望の有無

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>484</b>	<b>44</b>	<b>528</b>	<b>81</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
現在の仕事を続けたい	336	32	368	67	69.4%	72.7%	69.7%	82.7%
仕事を变えたい	133	9	142	7	27.5%	20.5%	26.9%	8.6%
仕事をやめたい	15	3	18	7	3.1%	6.8%	3.4%	8.6%

## 16 現在の転職希望の理由（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt; 総数</b>	<b>151</b>	<b>13</b>	<b>164</b>	<b>16</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
収入がよくない	93	7	100	6	61.6%	53.8%	61.0%	37.5%
勤め先が自宅から遠い	22	0	22	3	14.6%	0.0%	13.4%	18.8%
健康がすぐれない	25	2	27	1	16.6%	15.4%	16.5%	6.3%
仕事の内容がよくない	43	3	46	2	28.5%	23.1%	28.0%	12.5%
職場環境になじめない	22	5	27	0	14.6%	38.5%	16.5%	0.0%
労働時間があわない	29	5	34	1	19.2%	38.5%	20.7%	6.3%
社会保険がない又は不十分	12	4	16	1	7.9%	30.8%	9.8%	6.3%
休みが少ない	29	4	33	2	19.2%	30.8%	20.1%	12.5%
身分が安定していない	15	3	18	2	9.9%	23.1%	11.0%	12.5%
経験や能力が発揮できない	17	1	18	1	11.3%	7.7%	11.0%	6.3%
役職や職位が下がった	3	0	3	1	2.0%	0.0%	1.8%	6.3%
その他	23	2	25	8	15.2%	15.4%	15.2%	50.0%
<b>&lt;最大の理由&gt; 総数</b>	<b>149</b>	<b>12</b>	<b>161</b>	<b>16</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
収入がよくない	64	6	70	6	43.0%	50.0%	43.5%	37.5%
勤め先が自宅から遠い	8	0	8	0	5.4%	0.0%	5.0%	0.0%
健康がすぐれない	7	1	8	0	4.7%	8.3%	5.0%	0.0%
仕事の内容がよくない	12	1	13	0	8.1%	8.3%	8.1%	0.0%
職場環境になじめない	11	0	11	0	7.4%	0.0%	6.8%	0.0%
労働時間があわない	6	0	6	0	4.0%	0.0%	3.7%	0.0%
社会保険がない又は不十分	2	0	2	0	1.3%	0.0%	1.2%	0.0%
休みが少ない	9	2	11	1	6.0%	16.7%	6.8%	6.3%
身分が安定していない	4	0	4	0	2.7%	0.0%	2.5%	0.0%
経験や能力が発揮できない	6	0	6	2	4.0%	0.0%	3.7%	12.5%
役職や職位が下がった	1	0	1	0	0.7%	0.0%	0.6%	0.0%
その他	19	2	21	7	12.8%	16.7%	13.0%	43.8%

## 17 不就業者の就業希望の有無

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>18</b>	<b>7</b>	<b>25</b>	<b>62</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
就職したい	15	3	18	3	83.3%	42.9%	72.0%	4.8%
就職は考えていない	3	4	7	59	16.7%	57.1%	28.0%	95.2%

## 18 就職希望者が就職していない（できない）理由（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt; 総数</b>	<b>15</b>	<b>3</b>	<b>18</b>	<b>3</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
子どもの世話をしてくれる人がいない	3	1	4	0	20.0%	33.3%	22.2%	0.0%
病気（病弱）で働けない	4	0	4	1	26.7%	0.0%	22.2%	33.3%
職業訓練を受けたり、技能を習得中である	1	0	1	0	6.7%	0.0%	5.6%	0.0%
収入面で条件の合う仕事がない	4	3	7	0	26.7%	100.0%	38.9%	0.0%
時間的に条件の合う仕事がない	4	1	5	0	26.7%	33.3%	27.8%	0.0%
年齢的に条件の合う仕事がない	1	0	1	3	6.7%	0.0%	5.6%	100.0%
その他	6	1	7	0	40.0%	33.3%	38.9%	0.0%
<b>&lt;最大の理由&gt; 総数</b>	<b>15</b>	<b>3</b>	<b>18</b>	<b>2</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
子どもの世話をしてくれる人がいない	1	0	1	0	6.7%	0.0%	5.6%	0.0%
病気（病弱）で働けない	4	0	4	0	26.7%	0.0%	22.2%	0.0%
職業訓練を受けたり、技能を習得中である	1	0	1	0	6.7%	0.0%	5.6%	0.0%
収入面で条件の合う仕事がない	4	2	6	0	26.7%	66.7%	33.3%	0.0%
時間的に条件の合う仕事がない	1	0	1	0	6.7%	0.0%	5.6%	0.0%
年齢的に条件の合う仕事がない	0	0	0	2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	4	1	5	0	26.7%	33.3%	27.8%	0.0%

## 19 社会保険の加入状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;雇用保険&gt; 総数</b>	<b>495</b>	<b>48</b>	<b>543</b>	<b>112</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
加入している	419	35	454	34	84.6%	72.9%	83.6%	30.4%
加入していない	76	13	89	78	15.4%	27.1%	16.4%	69.6%
<b>&lt;健康保険&gt; 総数</b>	<b>505</b>	<b>53</b>	<b>558</b>	<b>150</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
被用者保険に加入している	383	33	416	31	75.8%	62.3%	74.6%	20.7%
国民健康保険に加入している	115	18	133	110	22.8%	34.0%	23.8%	73.3%
その他	2	1	3	4	0.4%	1.9%	0.5%	2.7%
加入していない	5	1	6	5	1.0%	1.9%	1.1%	3.3%
<b>&lt;公的年金&gt; 総数</b>	<b>477</b>	<b>47</b>	<b>524</b>	<b>120</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
被用者年金に加入している	317	31	348	39	66.5%	66.0%	66.4%	32.5%
国民年金に加入している	121	13	134	50	25.4%	27.7%	25.6%	41.7%
加入していない	39	3	42	31	8.2%	6.4%	8.0%	25.8%

## 20 所有している資格（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt; 総数</b>	<b>491</b>	<b>49</b>	<b>540</b>	<b>152</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
簿記	116	2	118	18	23.6%	4.1%	21.9%	11.8%
介護職員初任者研修	36	2	38	21	7.3%	4.1%	7.0%	13.8%
教員	16	2	18	7	3.3%	4.1%	3.3%	4.6%
看護師	23	0	23	3	4.7%	0.0%	4.3%	2.0%
准看護師	14	0	14	6	2.9%	0.0%	2.6%	3.9%
調理師	45	2	47	26	9.2%	4.1%	8.7%	17.1%
理・美容師	19	0	19	5	3.9%	0.0%	3.5%	3.3%
パソコン	73	3	76	6	14.9%	6.1%	14.1%	3.9%
外国語	10	0	10	0	2.0%	0.0%	1.9%	0.0%
栄養士	8	0	8	2	1.6%	0.0%	1.5%	1.3%
介護福祉士	38	3	41	9	7.7%	6.1%	7.6%	5.9%
保育士	24	1	25	9	4.9%	2.0%	4.6%	5.9%
理学療養士	1	0	1	0	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%
作業療法士	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大型・第二種自動車免許	8	10	18	6	1.6%	20.4%	3.3%	3.9%
医療事務	41	1	42	2	8.4%	2.0%	7.8%	1.3%
行政書士	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	88	12	100	16	17.9%	24.5%	18.5%	10.5%
特にない	155	19	174	60	31.6%	38.8%	32.2%	39.5%

## 21 身につけたい資格・技術（二つまで選択）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;二つまで回答&gt; 総数</b>	<b>471</b>	<b>51</b>	<b>522</b>	<b>127</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
簿記	25	3	28	3	5.3%	5.9%	5.4%	2.4%
介護職員初任者研修	13	0	13	0	2.8%	0.0%	2.5%	0.0%
教員	1	0	1	0	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%
看護師	14	2	16	1	3.0%	3.9%	3.1%	0.8%
准看護師	2	0	2	0	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%
調理師	29	1	30	4	6.2%	2.0%	5.7%	3.1%
理・美容師	8	0	8	0	1.7%	0.0%	1.5%	0.0%
パソコン	82	5	87	7	17.4%	9.8%	16.7%	5.5%
外国語	26	2	28	1	5.5%	3.9%	5.4%	0.8%
栄養士	10	1	11	0	2.1%	2.0%	2.1%	0.0%
介護福祉士	27	1	28	2	5.7%	2.0%	5.4%	1.6%
保育士	9	0	9	0	1.9%	0.0%	1.7%	0.0%
理学療養士	6	0	6	0	1.3%	0.0%	1.1%	0.0%
作業療法士	7	1	8	1	1.5%	2.0%	1.5%	0.8%
大型・第二種自動車免許	17	5	22	0	3.6%	9.8%	4.2%	0.0%
医療事務	40	2	42	0	8.5%	3.9%	8.0%	0.0%
行政書士	10	2	12	2	2.1%	3.9%	2.3%	1.6%
その他	52	3	55	2	11.0%	5.9%	10.5%	1.6%
特にない	216	30	246	109	45.9%	58.8%	47.1%	85.8%

## D. 収入の状況

### 22 世帯全体の主な収入源（二つまで選択）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<二つまで回答> 総数	507	56	563	166	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
あなたの仕事の収入	467	45	512	62	92.1%	80.4%	90.9%	37.3%
同居している家族の収入	56	8	64	50	11.0%	14.3%	11.4%	30.1%
財産収入	2	1	3	4	0.4%	1.8%	0.5%	2.4%
養育費	55	0	55	0	10.8%	0.0%	9.8%	0.0%
親族等からの援助	4	1	5	2	0.8%	1.8%	0.9%	1.2%
公的年金	19	5	24	115	3.7%	8.9%	4.3%	69.3%
児童扶養手当	224	11	235	0	44.2%	19.6%	41.7%	0.0%
生活保護	4	0	4	0	0.8%	0.0%	0.7%	0.0%
その他	16	1	17	5	3.2%	1.8%	3.0%	3.0%

### 23 本人の年間就労収入（就労による収入の税金・社会保険料差引前）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	495	53	548	132	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
50万円未満	25	1	26	20	5.1%	1.9%	4.7%	15.2%
50～100万円未満	41	1	42	24	8.3%	1.9%	7.7%	18.2%
100～150万円未満	89	7	96	36	18.0%	13.2%	17.5%	27.3%
150～200万円未満	108	5	113	15	21.8%	9.4%	20.6%	11.4%
200～250万円未満	106	7	113	17	21.4%	13.2%	20.6%	12.9%
250～300万円未満	55	5	60	9	11.1%	9.4%	10.9%	6.8%
300～350万円未満	36	8	44	6	7.3%	15.1%	8.0%	4.5%
350～400万円未満	16	8	24	1	3.2%	15.1%	4.4%	0.8%
400～450万円未満	11	5	16	1	2.2%	9.4%	2.9%	0.8%
450～500万円未満	3	4	7	1	0.6%	7.5%	1.3%	0.8%
500万円以上	5	2	7	2	1.0%	3.8%	1.3%	1.5%
本人の平均年間就労収入	200万円	292万円	209万円	152万円				

### 24 世帯の年間収入（同居の親族等の収入も含めた世帯の収入）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	486	53	539	151	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
50万円未満	9	0	9	5	1.9%	0.0%	1.7%	3.3%
50～100万円未満	17	0	17	7	3.5%	0.0%	3.2%	4.6%
100～150万円未満	50	5	55	31	10.3%	9.4%	10.2%	20.5%
150～200万円未満	67	5	72	20	13.8%	9.4%	13.4%	13.2%
200～250万円未満	108	6	114	17	22.2%	11.3%	21.2%	11.3%
250～300万円未満	76	3	79	15	15.6%	5.7%	14.7%	9.9%
300～350万円未満	57	6	63	10	11.7%	11.3%	11.7%	6.6%
350～400万円未満	33	7	40	5	6.8%	13.2%	7.4%	3.3%
400～450万円未満	22	6	28	7	4.5%	11.3%	5.2%	4.6%
450～500万円未満	10	7	17	9	2.1%	13.2%	3.2%	6.0%
500～600万円未満	19	5	24	7	3.9%	9.4%	4.5%	4.6%
600～700万円未満	8	1	9	3	1.6%	1.9%	1.7%	2.0%
700～800万円未満	6	2	8	7	1.2%	3.8%	1.5%	4.6%
800万円以上	4	0	4	8	0.8%	0.0%	0.7%	5.3%
本人の平均年間就労収入	274万円	359万円	282万円	306万円				

## 25 現在の暮らしの状況

	実数(有効回答数)				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>506</b>	<b>55</b>	<b>561</b>	<b>172</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
大変苦しい	136	15	151	17	26.9%	27.3%	26.9%	9.9%
やや苦しい	225	22	247	53	44.5%	40.0%	44.0%	30.8%
普通	137	16	153	87	27.1%	29.1%	27.3%	50.6%
ややゆとりがある	5	1	6	15	1.0%	1.8%	1.1%	8.7%
大変ゆとりがある	3	1	4	0	0.6%	1.8%	0.7%	0.0%

## E. 養育費・面会交流

### 26 養育費の取り決め状況

	実数(有効回答数)				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>452</b>	<b>48</b>	<b>500</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
取り決めあり	300	22	322		66.4%	45.8%	64.4%	
文書合意あり	209	15	224		46.2%	31.3%	44.8%	
文書合意なし	91	7	98		20.1%	14.6%	19.6%	
取り決めなし	152	26	178		33.6%	54.2%	35.6%	

### 27 養育費の受給状況

	実数(有効回答数)				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>302</b>	<b>22</b>	<b>324</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
現在も受けている	184	6	190		60.9%	27.3%	58.6%	
受けたことがあるが、現在は受けていない	64	4	68		21.2%	18.2%	21.0%	
受けたことがない	54	12	66		17.9%	54.5%	20.4%	

### 28 養育費の額（現在または過去に受けた世帯で額が決まっている場合）

	実数(有効回答数)				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>246</b>	<b>10</b>	<b>256</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
1万円未満	2	1	3		0.8%	10.0%	1.2%	
1～2万円未満	33	1	34		13.4%	10.0%	13.3%	
2～3円未満	39	4	43		15.9%	40.0%	16.8%	
3～4万円未満	38	1	39		15.4%	10.0%	15.2%	
4～5万円未満	30	1	31		12.2%	10.0%	12.1%	
5～6万円未満	34	0	34		13.8%	0.0%	13.3%	
6～7万円未満	28	1	29		11.4%	10.0%	11.3%	
7～8万円未満	15	0	15		6.1%	0.0%	5.9%	
8～9万円未満	7	0	7		2.8%	0.0%	2.7%	
9～10万円未満	3	0	3		1.2%	0.0%	1.2%	
10～11万円未満	3	0	3		1.2%	0.0%	1.2%	
11～12万円未満	0	0	0		0.0%	0.0%	0.0%	
12～13万円未満	2	0	2		0.8%	0.0%	0.8%	
13～14万円未満	1	0	1		0.4%	0.0%	0.4%	
14～15万円未満	1	0	1		0.4%	0.0%	0.4%	
15万円以上	0	0	0		0.0%	0.0%	0.0%	
決まっていない	10	1	11		4.1%	10.0%	4.3%	
養育費の月額平均(単位：円)	43,496円	26,500円	42,832円					

## 29 養育費の取り決めをしていない理由（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt; 総数</b>	<b>165</b>	<b>27</b>	<b>192</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
自分の収入等で経済的に問題ないから	7	4	11		4.2%	14.8%	5.7%	
取り決めの交渉がわずらわしいから	39	6	45		23.6%	22.2%	23.4%	
相手に支払う意思がないと思ったから	78	11	89		47.3%	40.7%	46.4%	
相手に支払う能力がないと思ったから	62	16	78		37.6%	59.3%	40.6%	
相手に養育費を請求できると思わなかったから	16	4	20		9.7%	14.8%	10.4%	
子どもを引き取った方が養育費を負担するものと思っていたから	2	1	3		1.2%	3.7%	1.6%	
取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから	27	1	28		16.4%	3.7%	14.6%	
現在交渉中または今後交渉予定であるから	2	0	2		1.2%	0.0%	1.0%	
相手から身体的・精神的暴力を受けたから	26	2	28		15.8%	7.4%	14.6%	
相手と関わりたくないから	90	11	101		54.5%	40.7%	52.6%	
その他	14	1	15		8.5%	3.7%	7.8%	
<b>&lt;最大の理由&gt; 総数</b>	<b>57</b>	<b>12</b>	<b>69</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
自分の収入等で経済的に問題ないから	2	2	4		3.5%	16.7%	5.8%	
取り決めの交渉がわずらわしいから	5	2	7		8.8%	16.7%	10.1%	
相手に支払う意思がないと思ったから	11	2	13		19.3%	16.7%	18.8%	
相手に支払う能力がないと思ったから	9	2	11		15.8%	16.7%	15.9%	
相手に養育費を請求できると思わなかったから	0	1	1		0.0%	8.3%	1.4%	
子どもを引き取った方が養育費を負担するものと思っていたから	1	0	1		1.8%	0.0%	1.4%	
取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから	4	0	4		7.0%	0.0%	5.8%	
現在交渉中または今後交渉予定であるから	2	0	2		3.5%	0.0%	2.9%	
相手から身体的・精神的暴力を受けたから	1	0	1		1.8%	0.0%	1.4%	
相手と関わりたくないから	18	2	20		31.6%	16.7%	29.0%	
その他	4	1	5		7.0%	8.3%	7.2%	

## 30 面会交流の取り決め状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>456</b>	<b>48</b>	<b>504</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
取り決めあり	220	18	238		48.2%	37.5%	47.2%	
文書合意あり	142	11	153		31.1%	22.9%	30.4%	
文書合意なし	78	7	85		17.1%	14.6%	16.9%	
取り決めなし	236	30	266		51.8%	62.5%	52.8%	

## 31 面会交流の実施状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>217</b>	<b>18</b>	<b>235</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
現在、面会交流を行っている	108	13	121		49.8%	72.2%	51.5%	
過去にあったが現在は行っていない	58	2	60		26.7%	11.1%	25.5%	
面会交流を行ったことがない	51	3	54		23.5%	16.7%	23.0%	

### 32 面会交流の実施頻度

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>161</b>	<b>14</b>	<b>175</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
月2回以上	26	3	29		16.1%	21.4%	16.6%	
月1回以上2回未満	62	6	68		38.5%	42.9%	38.9%	
2～3か月に1回以上	32	2	34		19.9%	14.3%	19.4%	
4～6月に1回以上	13	2	15		8.1%	14.3%	8.6%	
長期休暇中	7	0	7		4.3%	0.0%	4.0%	
別途協議	2	0	2		1.2%	0.0%	1.1%	
その他	19	1	20		11.8%	7.1%	11.4%	

### 33 面会交流の取り決めをしていない理由

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt; 総数</b>	<b>239</b>	<b>31</b>	<b>270</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
相手が養育費を支払わないから	56	5	61		23.4%	16.1%	22.6%	
相手が面会の約束を守らないから	4	1	5		1.7%	3.2%	1.9%	
子どもが会いたがらないから	50	6	56		20.9%	19.4%	20.7%	
塾や学校の行事で子どもが忙しいから	7	2	9		2.9%	6.5%	3.3%	
面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になるから	38	9	47		15.9%	29.0%	17.4%	
相手に暴力などの問題行動があるから	27	1	28		11.3%	3.2%	10.4%	
相手が面会交流を求めてこないから	92	6	98		38.5%	19.4%	36.3%	
親族が反対しているから	25	3	28		10.5%	9.7%	10.4%	
第三者による面会交流の支援を受けられないから	2	1	3		0.8%	3.2%	1.1%	
相手が結婚したから	22	6	28		9.2%	19.4%	10.4%	
その他	66	9	75		27.6%	29.0%	27.8%	
<b>&lt;最大の理由&gt; 総数</b>	<b>229</b>	<b>27</b>	<b>256</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
相手が養育費を支払わないから	33	1	34		14.4%	3.7%	13.3%	
相手が面会の約束を守らないから	2	1	3		0.9%	3.7%	1.2%	
子どもが会いたがらないから	24	4	28		10.5%	14.8%	10.9%	
塾や学校の行事で子どもが忙しいから	5	0	5		2.2%	0.0%	2.0%	
面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になるから	18	2	20		7.9%	7.4%	7.8%	
相手に暴力などの問題行動があるから	12	0	12		5.2%	0.0%	4.7%	
相手が面会交流を求めてこないから	61	3	64		26.6%	11.1%	25.0%	
親族が反対しているから	5	1	6		2.2%	3.7%	2.3%	
第三者による面会交流の支援を受けられないから	1	0	1		0.4%	0.0%	0.4%	
相手が結婚したから	7	5	12		3.1%	18.5%	4.7%	
その他	61	10	71		26.6%	37.0%	27.7%	



## F. 困りごと、悩みごと等

### 34 子どもについての悩み（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt; 総数</b>	<b>507</b>	<b>53</b>	<b>560</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
しつけ	162	11	173		32.0%	20.8%	30.9%	
教育・進学	355	32	387		70.0%	60.4%	69.1%	
就職	75	7	82		14.8%	13.2%	14.6%	
非行・交友関係	45	6	51		8.9%	11.3%	9.1%	
健康	91	16	107		17.9%	30.2%	19.1%	
食事・栄養	115	21	136		22.7%	39.6%	24.3%	
衣服・身のまわり	49	11	60		9.7%	20.8%	10.7%	
結婚問題	14	3	17		2.8%	5.7%	3.0%	
その他	38	2	40		7.5%	3.8%	7.1%	
特にない	75	10	85		14.8%	18.9%	15.2%	
<b>&lt;最大の理由&gt; 総数</b>	<b>500</b>	<b>51</b>	<b>551</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
しつけ	66	1	67		13.2%	2.0%	12.2%	
教育・進学	251	21	272		50.2%	41.2%	49.4%	
就職	24	1	25		4.8%	2.0%	4.5%	
非行・交友関係	8	2	10		1.6%	3.9%	1.8%	
健康	18	4	22		3.6%	7.8%	4.0%	
食事・栄養	22	10	32		4.4%	19.6%	5.8%	
衣服・身のまわり	6	0	6		1.2%	0.0%	1.1%	
結婚問題	1	1	2		0.2%	2.0%	0.4%	
その他	30	2	32		6.0%	3.9%	5.8%	
特にない	74	9	83		14.8%	17.6%	15.1%	

### 35 ひとり親自身についての悩み（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt; 総数</b>	<b>508</b>	<b>52</b>	<b>560</b>	<b>120</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
住居	178	6	184	10	35.0%	11.5%	32.9%	8.3%
仕事	227	24	251	14	44.7%	46.2%	44.8%	11.7%
家計	333	29	362	34	65.6%	55.8%	64.6%	28.3%
家事	77	16	93	7	15.2%	30.8%	16.6%	5.8%
自分の健康	186	21	207	68	36.6%	40.4%	37.0%	56.7%
親族の健康・介護	114	10	124	19	22.4%	19.2%	22.1%	15.8%
その他	27	4	31	6	5.3%	7.7%	5.5%	5.0%
特にない	56	8	64	33	11.0%	15.4%	11.4%	27.5%
<b>&lt;最大の理由&gt; 総数</b>	<b>503</b>	<b>50</b>	<b>553</b>	<b>117</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
住居	46	2	48	4	9.1%	4.0%	8.7%	3.4%
仕事	78	5	83	3	15.5%	10.0%	15.0%	2.6%
家計	213	18	231	11	42.3%	36.0%	41.8%	9.4%
家事	12	4	16	1	2.4%	8.0%	2.9%	0.9%
自分の健康	42	6	48	50	8.3%	12.0%	8.7%	42.7%
親族の健康・介護	37	5	42	8	7.4%	10.0%	7.6%	6.8%
その他	19	3	22	8	3.8%	6.0%	4.0%	6.8%
特にない	56	7	63	32	11.1%	14.0%	11.4%	27.4%

### 36 ひとり親自身の将来についての悩み（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt; 総数</b>	<b>508</b>	<b>52</b>	<b>560</b>	<b>139</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
住居	189	8	197	16	37.2%	15.4%	35.2%	11.5%
仕事	230	25	255	12	45.3%	48.1%	45.5%	8.6%
家計	338	28	366	41	66.5%	53.8%	65.4%	29.5%
家事	53	11	64	11	10.4%	21.2%	11.4%	7.9%
自分の健康	247	21	268	97	48.6%	40.4%	47.9%	69.8%
親族の健康・介護	187	18	205	28	36.8%	34.6%	36.6%	20.1%
その他	15	5	20	7	3.0%	9.6%	3.6%	5.0%
特にない	29	8	37	23	5.7%	15.4%	6.6%	16.5%
<b>&lt;最大の理由&gt; 総数</b>	<b>501</b>	<b>50</b>	<b>551</b>	<b>133</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
住居	42	1	43	3	8.4%	2.0%	7.8%	2.3%
仕事	54	4	58	1	10.8%	8.0%	10.5%	0.8%
家計	222	16	238	15	44.3%	32.0%	43.2%	11.3%
家事	2	1	3	0	0.4%	2.0%	0.5%	0.0%
自分の健康	67	7	74	67	13.4%	14.0%	13.4%	50.4%
親族の健康・介護	72	11	83	16	14.4%	22.0%	15.1%	12.0%
その他	13	2	15	7	2.6%	4.0%	2.7%	5.3%
特にない	29	8	37	24	5.8%	16.0%	6.7%	18.0%

### 37 ひとり親自身の相談相手（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt; 総数</b>	<b>507</b>	<b>54</b>	<b>561</b>	<b>140</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
家族・親せき	367	29	396	118	72.4%	53.7%	70.6%	84.3%
友人・知人	272	18	290	49	53.6%	33.3%	51.7%	35.0%
職場の同僚、上司	123	5	128	5	24.3%	9.3%	22.8%	3.6%
子どもの学校の先生、保育士	49	1	50	0	9.7%	1.9%	8.9%	0.0%
民生・児童委員	2	1	3	3	0.4%	1.9%	0.5%	2.1%
母子・父子自立支援員	13	0	13	1	2.6%	0.0%	2.3%	0.7%
公的機関（市町、福祉事務所等）	32	6	38	5	6.3%	11.1%	6.8%	3.6%
社会福祉協議会	7	3	10	5	1.4%	5.6%	1.8%	3.6%
NPO法人・任意団体	8	1	9	1	1.6%	1.9%	1.6%	0.7%
その他	20	0	20	2	3.9%	0.0%	3.6%	1.4%
相談する人がいない	61	15	76	10	12.0%	27.8%	13.5%	7.1%
<b>&lt;最大の理由&gt; 総数</b>	<b>482</b>	<b>52</b>	<b>534</b>	<b>132</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
家族・親せき	245	19	264	97	50.8%	36.5%	49.4%	73.5%
友人・知人	102	7	109	19	21.2%	13.5%	20.4%	14.4%
職場の同僚、上司	22	2	24	2	4.6%	3.8%	4.5%	1.5%
子どもの学校の先生、保育士	5	0	5	0	1.0%	0.0%	0.9%	0.0%
民生・児童委員	0	1	1	1	0.0%	1.9%	0.2%	0.8%
母子・父子自立支援員	4	0	4	0	0.8%	0.0%	0.7%	0.0%
公的機関（市町、福祉事務所等）	7	1	8	0	1.5%	1.9%	1.5%	0.0%
社会福祉協議会	0	3	3	2	0.0%	5.8%	0.6%	1.5%
NPO法人・任意団体	2	0	2	1	0.4%	0.0%	0.4%	0.8%
その他	34	4	38	2	7.1%	7.7%	7.1%	1.5%
相談する人がいない	61	15	76	8	12.7%	28.8%	14.2%	6.1%

### 38 困ったときの相談方法（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<複数回答> 総数	479	46	525	131	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
直接会って	380	35	415	103	79.3%	76.1%	79.0%	78.6%
電話	214	12	226	63	44.7%	26.1%	43.0%	48.1%
メール	66	4	70	17	13.8%	8.7%	13.3%	13.0%
SNS（LINE等）	201	7	208	16	42.0%	15.2%	39.6%	12.2%
その他	15	3	18	3	3.1%	6.5%	3.4%	2.3%

### 39 子どもの最終進学目標

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	501	48	549		100.0%	100.0%	100.0%	
中学校	0	0	0		0.0%	0.0%	0.0%	
高校	141	17	158		28.1%	35.4%	28.8%	
高等専門学校	31	1	32		6.2%	2.1%	5.8%	
大学・大学院	238	25	263		47.5%	52.1%	47.9%	
短大・専修学校・各種学校等	65	4	69		13.0%	8.3%	12.6%	
その他	26	1	27		5.2%	2.1%	4.9%	

### 40 中学校、高校までの進学理由（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<複数回答> 総数	139	17	156		100.0%	100.0%	100.0%	
子どもが希望している	37	2	39		26.6%	11.8%	25.0%	
一般的な進路である	33	5	38		23.7%	29.4%	24.4%	
子どもの学力を考慮して	26	5	31		18.7%	29.4%	19.9%	
経済的な理由	79	9	88		56.8%	52.9%	56.4%	
特に理由はない	12	3	15		8.6%	17.6%	9.6%	
その他	3	0	3		2.2%	0.0%	1.9%	

### 41 ひとり親自身の最終学歴

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	507	54	561		100.0%	100.0%	100.0%	
中学校	31	8	39		6.1%	14.8%	7.0%	
高校	213	19	232		42.0%	35.2%	41.4%	
高等専門学校	35	3	38		6.9%	5.6%	6.8%	
大学・大学院	70	16	86		13.8%	29.6%	15.3%	
短大・専修学校・各種学校等	154	8	162		30.4%	14.8%	28.9%	
その他	4	0	4		0.8%	0.0%	0.7%	

## G. 子どもの学習状況

### 42 ひとり親家庭学習支援事業の利用状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>483</b>	<b>51</b>	<b>534</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
利用しているまたは利用したことがある	72	6	78		14.9%	11.8%	14.6%	
知っているが利用したことがない※	248	22	270		51.3%	43.1%	50.6%	
制度または事業を知らない	163	23	186		33.7%	45.1%	34.8%	
<b>※の理由＜複数回答＞ 総数</b>	<b>248</b>	<b>22</b>	<b>270</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
利用する必要がない	99	6	105		39.9%	27.3%	38.9%	
送迎が困難	106	12	118		42.7%	54.5%	43.7%	
日程や時間帯が合わない	116	10	126		46.8%	45.5%	46.7%	
手続きが面倒である	25	4	29		10.1%	18.2%	10.7%	
民間学習塾（家庭教師を含む）を利用	36	4	40		14.5%	18.2%	14.8%	
<b>＜最大の理由＞ 総数</b>	<b>247</b>	<b>22</b>	<b>269</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
利用する必要がない	87	5	92		35.2%	22.7%	34.2%	
送迎が困難	58	6	64		23.5%	27.3%	23.8%	
日程や時間帯が合わない	68	6	74		27.5%	27.3%	27.5%	
手続きが面倒である	11	1	12		4.5%	4.5%	4.5%	
民間学習塾（家庭教師を含む）を利用	23	4	27		9.3%	18.2%	10.0%	

### 43 子どもの放課後の過ごし方（小中学生のみ）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>329</b>	<b>34</b>	<b>363</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
自宅（家族が世話している）	90	11	101		27.4%	32.4%	27.8%	
自宅（子どもだけで過ごしている）	98	18	116		29.8%	52.9%	32.0%	
親・親せきの家	18	0	18		5.5%	0.0%	5.0%	
知人・友人の家	1	0	1		0.3%	0.0%	0.3%	
近所の公園など	4	0	4		1.2%	0.0%	1.1%	
放課後児童クラブ（学童保育）	47	3	50		14.3%	8.8%	13.8%	
児童館	13	0	13		4.0%	0.0%	3.6%	
習い事	4	0	4		1.2%	0.0%	1.1%	
スポーツ少年団（クラブ）	3	0	3		0.9%	0.0%	0.8%	
学校の部活動	45	2	47		13.7%	5.9%	12.9%	
その他	6	0	6		1.8%	0.0%	1.7%	

### 44 スポーツ少年団・習い事参加状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>総数</b>	<b>424</b>	<b>47</b>	<b>471</b>		<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
はい	183	19	202		43.2%	40.4%	42.9%	
いいえ	241	28	269		56.8%	59.6%	57.1%	

#### 45 習い事について（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<複数回答> 総数	182	18	200		100.0%	100.0%	100.0%	
スポーツ少年団	63	4	67		34.6%	22.2%	33.5%	
スポーツ少年団以外のスポーツ	62	8	70		34.1%	44.4%	35.0%	
音楽（ピアノ等）	32	4	36		17.6%	22.2%	18.0%	
IT（プログラミング等）	0	0	0		0.0%	0.0%	0.0%	
美術	2	0	2		1.1%	0.0%	1.0%	
囲碁・将棋	0	0	0		0.0%	0.0%	0.0%	
書道	30	4	34		16.5%	22.2%	17.0%	
その他	57	3	60		31.3%	16.7%	30.0%	

#### 46 習い事をしていない理由（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<複数回答> 総数	231	28	259		100.0%	100.0%	100.0%	
費用が高い	98	12	110		42.4%	42.9%	42.5%	
送迎が難しい	92	10	102		39.8%	35.7%	39.4%	
子どもが希望していない	116	11	127		50.2%	39.3%	49.0%	
時間帯が合わない	42	4	46		18.2%	14.3%	17.8%	
その他	33	8	41		14.3%	28.6%	15.8%	

## H. 福祉政策

### 47 ひとり親家庭支援制度の利用状況

(ア) 福井県母子家庭等就業・自立支援センター事業

	実数(有効回答数)				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
・就職相談	479	42	521	64	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	58	2	60	6	12.1%	4.8%	11.5%	9.4%
知っているが利用したことがない※	274	23	297	44	57.2%	54.8%	57.0%	68.8%
制度または事業を知らない	147	17	164	14	30.7%	40.5%	31.5%	21.9%
※の理由<2つまで> 総数	272	22	294	44	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	207	16	223	40	76.1%	72.7%	75.9%	90.9%
今後利用したい	50	2	52	2	18.4%	9.1%	17.7%	4.5%
手続きが面倒である	29	3	32	3	10.7%	13.6%	10.9%	6.8%
他制度を利用している	5	1	6	1	1.8%	4.5%	2.0%	2.3%
・養育費相談	472	41	513	64	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	28	0	28	3	5.9%	0.0%	5.5%	4.7%
知っているが利用したことがない※	212	20	232	40	44.9%	48.8%	45.2%	62.5%
制度または事業を知らない	232	21	253	21	49.2%	51.2%	49.3%	32.8%
※の理由<2つまで> 総数	211	20	231	39	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	161	12	173	36	76.3%	60.0%	74.9%	92.3%
今後利用したい	23	4	27	1	10.9%	20.0%	11.7%	2.6%
手続きが面倒である	24	4	28	2	11.4%	20.0%	12.1%	5.1%
他制度を利用している	5	1	6	1	2.4%	5.0%	2.6%	2.6%
・法律相談	472	42	514	67	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	56	2	58	4	11.9%	4.8%	11.3%	6.0%
知っているが利用したことがない※	185	18	203	42	39.2%	42.9%	39.5%	62.7%
制度または事業を知らない	231	22	253	21	48.9%	52.4%	49.2%	31.3%
※の理由<2つまで> 総数	184	18	202	41	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	146	14	160	30	79.3%	77.8%	79.2%	73.2%
今後利用したい	24	1	25	9	13.0%	5.6%	12.4%	22.0%
手続きが面倒である	18	4	22	2	9.8%	22.2%	10.9%	4.9%
他制度を利用している	9	0	9	2	4.9%	0.0%	4.5%	4.9%
・その他の相談	446	39	485	59	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	26	1	27	1	5.8%	2.6%	5.6%	1.7%
知っているが利用したことがない※	162	12	174	38	36.3%	30.8%	35.9%	64.4%
制度または事業を知らない	258	26	284	20	57.8%	66.7%	58.6%	33.9%
※の理由<2つまで> 総数	159	12	171	38	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	119	9	128	28	74.8%	75.0%	74.9%	73.7%
今後利用したい	32	2	34	7	20.1%	16.7%	19.9%	18.4%
手続きが面倒である	9	1	10	4	5.7%	8.3%	5.8%	10.5%
他制度を利用している	2	0	2	1	1.3%	0.0%	1.2%	2.6%
・就業支援講習会(パソコン、介護等)	467	41	508	73	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	40	1	41	29	8.6%	2.4%	8.1%	39.7%
知っているが利用したことがない※	261	21	282	32	55.9%	51.2%	55.5%	43.8%
制度または事業を知らない	166	19	185	12	35.5%	46.3%	36.4%	16.4%
※の理由<2つまで> 総数	259	21	280	31	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	199	14	213	24	76.8%	66.7%	76.1%	77.4%
今後利用したい	50	3	53	4	19.3%	14.3%	18.9%	12.9%
手続きが面倒である	16	4	20	3	6.2%	19.0%	7.1%	9.7%
他制度を利用している	3	0	3	1	1.2%	0.0%	1.1%	3.2%

(イ) 助成/給付/貸付制度

	実数 (有効回答数)				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
・児童扶養手当	493	45	538	77	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	448	38	486	47	90.9%	84.4%	90.3%	61.0%
知っているが利用したことがない※	34	7	41	25	6.9%	15.6%	7.6%	32.5%
制度または事業を知らない	11	0	11	5	2.2%	0.0%	2.0%	6.5%
※の理由<2つまで> 総数	32	7	39	25	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	20	4	24	22	62.5%	57.1%	61.5%	88.0%
今後利用したい	9	1	10	0	28.1%	14.3%	25.6%	0.0%
手続きが面倒である	4	2	6	0	12.5%	28.6%	15.4%	0.0%
他制度を利用している	3	1	4	3	9.4%	14.3%	10.3%	12.0%
・ひとり親家庭医療費助成	490	43	533	76	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	460	35	495	42	93.9%	81.4%	92.9%	55.3%
知っているが利用したことがない※	21	5	26	28	4.3%	11.6%	4.9%	36.8%
制度または事業を知らない	9	3	12	6	1.8%	7.0%	2.3%	7.9%
※の理由<2つまで> 総数	18	5	23	28	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	11	3	14	26	61.1%	60.0%	60.9%	92.9%
今後利用したい	7	1	8	1	38.9%	20.0%	34.8%	3.6%
手続きが面倒である	3	1	4	1	16.7%	20.0%	17.4%	3.6%
他制度を利用している	1	1	2	0	5.6%	20.0%	8.7%	0.0%
・ひとり親家庭の保育料軽減	469	41	510	68	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	236	16	252	21	50.3%	39.0%	49.4%	30.9%
知っているが利用したことがない※	138	14	152	33	29.4%	34.1%	29.8%	48.5%
制度または事業を知らない	95	11	106	14	20.3%	26.8%	20.8%	20.6%
※の理由<2つまで> 総数	138	14	152	32	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	124	11	135	31	89.9%	78.6%	88.8%	96.9%
今後利用したい	10	2	12	1	7.2%	14.3%	7.9%	3.1%
手続きが面倒である	5	1	6	0	3.6%	7.1%	3.9%	0.0%
他制度を利用している	1	1	2	0	0.7%	7.1%	1.3%	0.0%
・自立支援教育訓練給付金	475	41	516	63	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	22	2	24	5	4.6%	4.9%	4.7%	7.9%
知っているが利用したことがない※	258	20	278	39	54.3%	48.8%	53.9%	61.9%
制度または事業を知らない	195	19	214	19	41.1%	46.3%	41.5%	30.2%
※の理由<2つまで> 総数	192	13	205	37	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	159	9	168	35	82.8%	69.2%	82.0%	94.6%
今後利用したい	35	2	37	1	18.2%	15.4%	18.0%	2.7%
手続きが面倒である	9	2	11	4	4.7%	15.4%	5.4%	10.8%
他制度を利用している	2	0	2	0	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%
・高等職業訓練促進給付金	472	41	513	61	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	11	0	11	1	2.3%	0.0%	2.1%	1.6%
知っているが利用したことがない※	230	19	249	41	48.7%	46.3%	48.5%	67.2%
制度または事業を知らない	231	22	253	19	48.9%	53.7%	49.3%	31.1%
※の理由<2つまで> 総数	228	19	247	41	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	194	13	207	40	85.1%	68.4%	83.8%	97.6%
今後利用したい	35	5	40	0	15.4%	26.3%	16.2%	0.0%
手続きが面倒である	6	1	7	3	2.6%	5.3%	2.8%	7.3%
他制度を利用している	1	0	1	0	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
・ひとり親家庭職業訓練資金貸付金	477	42	519	61	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	4	1	5	1	0.8%	2.4%	1.0%	1.6%
知っているが利用したことがない※	233	14	247	39	48.8%	33.3%	47.6%	63.9%
制度または事業を知らない	240	27	267	21	50.3%	64.3%	51.4%	34.4%
※の理由<2つまで> 総数	232	14	246	39	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	193	9	202	38	83.2%	64.3%	82.1%	97.4%
今後利用したい	38	4	42	1	16.4%	28.6%	17.1%	2.6%
手続きが面倒である	9	2	11	2	3.9%	14.3%	4.5%	5.1%
他制度を利用している	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	475	41	516	62	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	3	0	3	1	0.6%	0.0%	0.6%	1.6%
知っているが利用したことがない※	196	13	209	37	41.3%	31.7%	40.5%	59.7%
制度または事業を知らない	276	28	304	24	58.1%	68.3%	58.9%	38.7%
※の理由<2つまで> 総数	195	13	208	37	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	164	9	173	35	84.1%	69.2%	83.2%	94.6%
今後利用したい	29	4	33	0	14.9%	30.8%	15.9%	0.0%
手続きが面倒である	5	2	7	2	2.6%	15.4%	3.4%	5.4%
他制度を利用している	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%
・母子父子寡婦福祉資金貸付金	474	41	515	75	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	18	1	19	22	3.8%	2.4%	3.7%	29.3%
知っているが利用したことがない※	213	15	228	40	44.9%	36.6%	44.3%	53.3%
制度または事業を知らない	243	25	268	13	51.3%	61.0%	52.0%	17.3%
※の理由<2つまで> 総数	211	15	226	40	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	143	6	149	30	67.8%	40.0%	65.9%	75.0%
今後利用したい	53	8	61	1	25.1%	53.3%	27.0%	2.5%
手続きが面倒である	17	2	19	8	8.1%	13.3%	8.4%	20.0%
他制度を利用している	6	0	6	3	2.8%	0.0%	2.7%	7.5%



(ウ) 支援制度等

	実数 (有効回答数)				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
・ひとり親家庭ゆとりライフ支援事業	479	41	520	65	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	18	0	18	28	3.8%	0.0%	3.5%	43.1%
知っているが利用したことがない※	84	10	94	16	17.5%	24.4%	18.1%	24.6%
制度または事業を知らない	377	31	408	21	78.7%	75.6%	78.5%	32.3%
※の理由<2つまで> 総数	83	10	93	16	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	65	6	71	16	78.3%	60.0%	76.3%	100.0%
今後利用したい	16	3	19	0	19.3%	30.0%	20.4%	0.0%
手続きが面倒である	4	1	5	0	4.8%	10.0%	5.4%	0.0%
他制度を利用している	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・母子家庭等日常生活支援事業	477	40	517	64	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	5	0	5	4	1.0%	0.0%	1.0%	6.3%
知っているが利用したことがない※	123	13	136	40	25.8%	32.5%	26.3%	62.5%
制度または事業を知らない	349	27	376	20	73.2%	67.5%	72.7%	31.3%
※の理由<2つまで> 総数	123	13	136	40	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	91	8	99	33	74.0%	61.5%	72.8%	82.5%
今後利用したい	31	4	35	5	25.2%	30.8%	25.7%	12.5%
手続きが面倒である	9	2	11	5	7.3%	15.4%	8.1%	12.5%
他制度を利用している	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・生活困窮者自立支援制度	476	41	517	61	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	6	0	6	0	1.3%	0.0%	1.2%	0.0%
知っているが利用したことがない※	124	13	137	35	26.1%	31.7%	26.5%	57.4%
制度または事業を知らない	346	28	374	26	72.7%	68.3%	72.3%	42.6%
※の理由<2つまで> 総数	123	13	136	35	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	100	8	108	31	81.3%	61.5%	79.4%	88.6%
今後利用したい	18	4	22	3	14.6%	30.8%	16.2%	8.6%
手続きが面倒である	8	1	9	1	6.5%	7.7%	6.6%	2.9%
他制度を利用している	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・子供の未来応援国民運動	477	41	518	57	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	3	0	3	0	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%
知っているが利用したことがない※	51	7	58	23	10.7%	17.1%	11.2%	40.4%
制度または事業を知らない	423	34	457	34	88.7%	82.9%	88.2%	59.6%
※の理由<2つまで> 総数	51	7	58	23	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	33	5	38	22	64.7%	71.4%	65.5%	95.7%
今後利用したい	17	1	18	1	33.3%	14.3%	31.0%	4.3%
手続きが面倒である	1	1	2	0	2.0%	14.3%	3.4%	0.0%
他制度を利用している	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

#### 48 支援制度の情報の入手方法（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<複数回答> 総数	233	25	258	111	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市役所・役場の窓口	164	22	186	38	70.4%	88.0%	72.1%	34.2%
インターネット	55	3	58	1	23.6%	12.0%	22.5%	0.9%
SNS（LINE等）	1	1	2	1	0.4%	4.0%	0.8%	0.9%
新聞・テレビ	8	1	9	1	3.4%	4.0%	3.5%	0.9%
家族・知人	28	2	30	17	12.0%	8.0%	11.6%	15.3%
広報誌	35	3	38	10	15.0%	12.0%	14.7%	9.0%
母子家庭等就業・自立支援センターのリーフレット	52	4	56	27	22.3%	16.0%	21.7%	24.3%
各市町のリーフレット	39	1	40	6	16.7%	4.0%	15.5%	5.4%
母子・父子福祉団体	16	2	18	55	6.9%	8.0%	7.0%	49.5%
母子・父子自立支援員	13	0	13	13	5.6%	0.0%	5.0%	11.7%
民生・児童委員	4	1	5	5	1.7%	4.0%	1.9%	4.5%
その他	6	2	8	2	2.6%	8.0%	3.1%	1.8%

#### 49 効果的だと思う周知方法

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<複数回答> 総数	486	51	537	140	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市役所・役場の窓口	134	17	151	61	27.6%	33.3%	28.1%	43.6%
インターネット	133	12	145	28	27.4%	23.5%	27.0%	20.0%
SNS（LINE等）	168	11	179	17	34.6%	21.6%	33.3%	12.1%
新聞・テレビ	97	13	110	39	20.0%	25.5%	20.5%	27.9%
広報誌	89	8	97	60	18.3%	15.7%	18.1%	42.9%
母子家庭等就業・自立支援センターのリーフレット	38	5	43	31	7.8%	9.8%	8.0%	22.1%
各市町のリーフレット	59	8	67	38	12.1%	15.7%	12.5%	27.1%
母子・父子福祉団体	23	4	27	31	4.7%	7.8%	5.0%	22.1%
母子・父子自立支援員	20	5	25	18	4.1%	9.8%	4.7%	12.9%
民生・児童委員	23	4	27	20	4.7%	7.8%	5.0%	14.3%
その他	22	3	25	5	4.5%	5.9%	4.7%	3.6%

## 50 充実が望まれる施策（複数回答）

		実数（有効回答数）				構成比・割合			
		母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<b>&lt;複数回答&gt;</b>		<b>総数</b>				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
子どもの育ち	学習支援会場の増加	147	16	163	38	30.7%	35.6%	31.1%	32.5%
	養育費確保、面会交流相談窓口の拡充	140	19	159	33	29.2%	42.2%	30.3%	28.2%
	習い事、スポーツ少年団等に必要な費用の支援	297	22	319	37	62.0%	48.9%	60.9%	31.6%
親への就業、生活支援	資格を取得する際の自己負担への支援	208	22	230	55	43.4%	48.9%	43.9%	47.0%
	家事をサポートする支援員の派遣	94	20	114	18	19.6%	44.4%	21.8%	15.4%
	短時間でも子どもを預けることができる場所の増加	180	16	196	53	37.6%	35.6%	37.4%	45.3%
	技能・資格を取得するための講習会の充実	106	10	116	42	22.1%	22.2%	22.1%	35.9%
	企業における子育てしやすい労働環境づくり	275	19	294	61	57.4%	42.2%	56.1%	52.1%
情報提供・相談体制	SNS（LINE等）による行政からの積極的な情報発信	295	29	324	41	61.6%	64.4%	61.8%	35.0%
	父子家庭専門の相談窓口の設置	38	27	65	13	7.9%	60.0%	12.4%	11.1%
	休日や平日夜間に相談できる窓口の設置	156	12	168	56	32.6%	26.7%	32.1%	47.9%
	オンライン相談窓口の設置	98	9	107	22	20.5%	20.0%	20.4%	18.8%
	法的なことを相談できる体制の充実	132	9	141	52	27.6%	20.0%	26.9%	44.4%
	その他	16	2	18	3	3.3%	4.4%	3.4%	2.6%

# 参 考 资 料



## 1. 第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画の策定経過

日 程	内 容
令和4年 6月2日	第1回福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会の開催 ① 福井県ひとり家庭自立支援計画策定のスケジュールについて ② 第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画の取組み状況について ③ 国の基本方針について ④ 福井県ひとり親家庭実態調査（案）について
令和4年 7月～8月	福井県ひとり親家庭実態調査の実施
令和4年 6月～9月	ひとり親家庭の方との意見交換会の開催 6月12日 あわら市 7月10日 福井市 8月28日 小浜市 9月 1日 大野市
令和4年 11月10日	第2回福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会の開催 ① 福井県ひとり親家庭実態調査結果について ② ひとり親家庭および関係者との意見交換での主な意見について ③ 第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画の骨子(案)について
令和5年 2月9日	第3回福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会の開催 ① 第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画(案)について

## 2. 第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会 設置要領

### 1 目 的

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「福井県ひとり親家庭自立支援計画」の改定に当たり、広く関係者の意見を計画に反映させるため、「第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画」策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### 2 所掌事務

策定委員会は、「第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画」に関する事項について、意見を述べる。

### 3 委 員

- (1) 策定委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。
- (3) 委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- (4) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### 4 会 議

- (1) 策定委員会は、健康福祉部児童家庭課長が招集する。
- (2) 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (3) 策定委員会は、原則公開して行うものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

### 5 事務局

策定委員会の事務局は、福井県健康福祉部児童家庭課に置く。

### 6 その他

この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年5月11日から施行する。

### 3. 第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会 委員名簿

氏 名	団 体 名
今 村 ゆみ子	福井県民生委員児童委員協議会副会長
岡 本 尚 美	福井市子ども福祉課課長
加 藤 美穂子	福井県民間保育連盟女性部長
菊 野 琴 枝	(一財) 福井県母子寡婦福祉連合会母子部部長
坂 田 雄 一	福井県中学校長会会長
土 屋 秀 樹	(福) 福井県社会福祉協議会専務理事
寺 島 晶 弘	福井労働局職業安定部訓練室室長
吉 弘 淳 一	福井県立大学看護福祉学部教授

(敬称略、50音順)



## 主な相談機関

※相談窓口の住所や電話番号は、今後変更となる可能性があります。(令和5年4月現在)

### ① ひとり親家庭に関するあらゆる相談窓口<母子・父子自立支援員等>

名称・担当課	住 所	電話番号	母子・父子自立支援員	家庭相談員	女性相談員
福井市 子ども福祉課	福井市大手3丁目10-1	☎0776-20-5140	●	●	●
福井市 子ども家庭センター 子育て支援室・相談室	福井市手寄1丁目4-1 AOSSA 5階	☎0776-20-1541		●	
敦賀市 児童家庭課	敦賀市中央町2丁目1-1	☎0770-22-8125	●	●	
敦賀市 市民協働課	敦賀市本町2丁目1-20	☎0770-23-5411			●
小浜市 子ども未来課	小浜市大手町6-3	☎0770-64-6013	●	●	
小浜市 子ども家庭総合支援拠点	小浜市南川町4-31 健康管理センター内	☎0770-64-6072		●	
大野市 こども支援課	大野市天神町1-1結とびあ内	☎0779-64-5140	●	●	
勝山市 教育委員会 こども課	勝山市元町1丁目5-6	☎0779-88-8771	●	●	
鯖江市 子育て支援課	鯖江市西山町13-1	☎0778-53-2224	●	●	
鯖江市 ダイバーシティ推進・相談課		☎0778-42-5103			●
あわら市 子育て支援課	あわら市市姫3丁目1-1	☎0776-73-8021	●	●	
越前市 こども家庭課 子ども・子育て総合相談室	越前市府中1丁目11-2 市民プラザたけふ4階	☎0778-22-3628	●	●	●
坂井市 子ども福祉課	坂井市坂井町下新庄1-1	☎0776-50-3043	●	●	●
永平寺町 子育て支援課	永平寺町松岡春日1丁目4	☎0776-61-7250		●	
池田町 保健福祉課	池田町藪田5-3-1	☎0778-44-8000		●	
南越前町 保健福祉課	南越前町東大道29-1	☎0778-47-8007			
越前町 子ども未来課	越前町西田中13-5-1	☎0778-34-8725		●	
美浜町 子ども・子育てサポートセンター	美浜町郷土25-20	☎0770-32-0192		●	
高浜町 こども未来課	高浜町和田117-68	☎0770-72-6154		●	
おおい町 すこやか健康課	おおい町本郷92-51-1	☎0770-77-1155		●	
若狭町 子育て支援課	若狭町市場20-18	☎0770-62-2704		●	
福井県福井健康福祉センター	福井市西木田2丁目8-8	☎0776-36-2857	● (永平寺町)	● (永平寺町)	● (永平寺町)
福井県坂井健康福祉センター	あわら市春宮2丁目21-17	☎0776-73-0600			● (あわら市、坂井市)
福井県奥越健康福祉センター	大野市天神町1-1	☎0779-66-2076			● (大野市、勝山市)
福井県丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1丁目2-25	☎0778-51-0034	● (越前町)	● (越前町)	● (鯖江市、越前町)
福井県丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市上太田町41-5	☎0778-22-4135	● (池田町、南越前町)	● (池田町、南越前町)	● (越前市、池田町、南越前町)
福井県二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	☎0770-22-3747	● (美浜町、若狭町[旧三方])	● (美浜町、若狭町[旧三方])	● (敦賀市、美浜町、若狭町[旧三方])
福井県若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	☎0770-52-1300	● (高浜町、おおい町、若狭町[旧上中])	● (高浜町、おおい町、若狭町[旧上中])	● (小浜市、高浜町、おおい町、若狭町[旧上中])

※( )は担当地区

### ② 子どもの悩み(非行、しつけ等)に関する相談窓口

名称・担当課	住 所	電話番号
福井県総合福祉相談所	福井市光陽2丁目3-36	☎0776-24-5138
福井県敦賀児童相談所	敦賀市角鹿町1-32	☎0776-22-0858

※各市町、福井、丹南、二州、若狭健康福祉センターでも相談を受け付けています。(①参照)

### ③ 女性の悩み（結婚、離婚、配偶者暴力等）に関する相談窓口＜女性相談員＞

名称・担当課	住 所	電話番号	女性相談員
福井県総合福祉相談所	福井市光陽2丁目3-36	☎0776-24-6261	●
福井県生活学習館 (ユウ・アイふくい)	福井県福井市下六条町14-1	☎0776-41-7111 ☎0776-41-7112	●

※各市町および県健康福祉センターでも相談を受け付けています。(①参照)

### ④ 就職・雇用などに関する相談窓口

名称・担当課	住 所	電話番号
福井県母子家庭等就業・自立支援センター	福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター4階	☎0776-21-0733
ハローワーク福井	福井市開発1丁目121-1	☎0776-52-8150
ハローワーク福井 マザーズコーナー	(ハローワーク福井2階)	☎0776-52-8157
ハローワーク武生	越前市府中1丁目11-2 平和堂アル・プラザ武生4階	☎0778-22-4078
ハローワーク武生 マザーズコーナー	鯖江市桜町2丁目7-1 禰陽会館1階	☎0778-51-8821
ハローワーク大野	大野市城町8-5	☎0779-66-2408
ハローワーク三国	坂井市三国町寛善69-1	☎0776-81-3262
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1丁目7-3	☎0770-22-4220
ハローワーク小浜	小浜市後瀬町7-10	☎0770-52-1260

※各市町、福井、丹南、二州、若狭健康福祉センターでも相談を受け付けています。(①参照)

※母子家庭等教育訓練給付金等に関しては、母子・父子自立支援員(①参照)までお尋ねください。

### ⑤ 公営住宅に関する相談窓口

担当課	住 所	電話番号
のれん会県営住宅管理センター	福井市高柳2丁目1301番地 レインボービル6階	☎0776-43-1002
福井県営住宅南部地域管理センター	福井市下馬3-511	☎0776-33-2500

※市町営住宅については、各市町にお尋ねください。(①参照)

### ⑥ 子どもの奨学金、修学資金等に関する相談窓口

制 度	名 称 等	電話番号
高等学校等就学支援制度（授業料等）	在学する高等学校 福井県 教職員課（公立） 福井県 大学私学課（私立）	☎0776-20-0563 ☎0776-20-0248
高校生等奨学給付金（学費）	在学する高等学校 福井県 教職員課（公立） 福井県 大学私学課（私立）	☎0776-20-0563 ☎0776-20-0248
貸与奨学金（高等学校）	在学する中学校・高等学校 福井県 高校教育課	☎0776-20-0568
貸与奨学金・給付奨学金 (大学、短期大学、専修学校(専門課程)、大学院)	独立行政法人 日本学生支援機構 ※在学する高等学校等にお問い合わせください	

※修学資金や就学支度資金などの母子父子寡婦福祉資金貸付金については、母子・父子自立支援員(①参照)までお尋ねください。

### ⑦ 養育費に関する相談窓口

名称等	住 所	電話番号
母子家庭等就業・自立支援センター	福井市光陽2丁目3-22	☎0776-21-0733
養育費相談支援センター	東京都豊島区西池袋2丁目 29-19 KTビル10階	☎03-3980-4108

### ⑧ 法律的な問題に関する相談窓口

名称等	住 所	電話番号
法テラス福井	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2階	☎0570-078348 IP電話をご利用されている場合は ☎050-3383-5475

※法テラス福井・・・様々な法的トラブルを解決するための情報やサービスを提供する機関です。



## 第5次 福井県ひとり親家庭自立支援計画

● 発行・編集 ●

福井県健康福祉部児童家庭課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0343 / FAX 0776-20-0640